

特許協力条約（PCT）に 基づく国際出願の 国内移行手続

平成30年度



目 次

第1章 指定（選択）官庁としての日本国特許庁に対する手続	1
第2章 日本語及び外国語でされた国際特許出願に共通する国内移行手続	2
1. 国内書面の提出	2
2. 国内手数料	3
3. 国内処理基準時について	6
4. 塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際特許出願について	7
第3章 日本語特許出願に関する手続	10
1. 特許協力条約第19条（1）に基づく補正書の写しの提出	10
2. 特許協力条約第34条（2）（b）に基づく補正書の写しの提出	12
3. 日本語特許出願の記録原本ファイルへの記録	16
第4章 外国語特許出願に関する手続	18
1. 日本語による翻訳文の提出	18
2. 特許協力条約第19条（1）の規定に基づく補正後の請求の範囲の「翻訳文」の提出	28
3. 特許協力条約第34条（2）（b）の規定に基づく補正書の「翻訳文」の提出	30
4. 在外者による直接手続	34
第5章 出願審査の請求の手続	35
1. 国内手続の繰延べ	35
2. 出願審査の請求手続	35
3. 出願審査の請求の手数料	36
4. 出願の放棄又は取下げによる出願審査請求料の返還について	42
第6章 その他の手続	43
1. 補正の手続（特許庁長官の補正指令に対する手続）	43
2. 発明者の補正	46
3. 出願人の表示の補正	46
4. 補正の手続（国内移行後の請求の範囲、明細書及び図面の補正手続）	47
5. 誤訳訂正書の提出	50
6. 特許法第41条第1項に規定する優先権の主張（国内優先権）	52
7. 出願人名義変更の手続	53
8. 出願の放棄又は取下げの手続	56
9. 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続	57
10. 優先権書類の提出	59
11. 微生物の寄託に関する証明書の提出	60

第7章 国際実用新案登録出願に関する手続	61
1. 国内書面等の提出	61
2. 函面の提出	64
3. 日本語実用新案登録出願について	65
4. 外国語実用新案登録出願について	66
5. 国内手数料及び登録料	68
6. 登録料の納付期限の特例	68
7. 国内手続の繰り延べ	68
8. 国内処理の請求手続	69
9. 補正の手続（国内移行後の請求の範囲、明細書及び函面の補正手続）	70
10. 実用新案技術評価請求の手続	71
11. 実用新案技術評価請求の手数料	72
第8章 正当な理由による救済	73
1. 外国語でされた国際特許出願及び国際実用新案登録出願の翻訳文の提出	73
2. 出願審査の請求	73
3. 特許管理人等の選任の届出	73
4. 優先権の回復	74
第9章 指定官庁による検査	76
1. 拒否、宣言、認定	76
2. 出願人等への通知	76
3. 出願人による送付請求	77
4. 特許法第184条の20第1項（実用新案法第48条の16）の申出	77
5. 決定	78
【コラム】	
再公表に掲載される条約34条補正書について	14
外国語特許出願の翻訳文の提出の特例期間について	20
指定官庁の手続に関するQ&A集	81
本テキストの内容に関する問い合わせ先	95

用語等の説明

このテキストにおいて用いる主な用語については次のとおりです。

PCT、条約、条	……	特許協力条約
規則、規	……	特許協力条約に基づく規則
細則、細	……	特許協力条約に基づく規則実施細則
国際出願法、法	……	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律
令	……	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令
法施	……	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則
法施様式	……	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式
特	……	特許法
特施	……	特許法施行規則
特施行令	……	特許法施行令
特施様式	……	特許法施行規則様式
実	……	実用新案法
実施行令	……	実用新案法施行令
実施	……	実用新案法施行規則
実施様式	……	実用新案法施行規則様式
特例	……	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
特例令	……	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令
特例施	……	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則
手数料令	……	特許法等関係手数料令
明・請・要・図	……	明細書、請求の範囲、要約、図面

はじめに

本テキストは、国際出願後にその国際出願を日本国へ継続させるために必要な国内移行手続（指定官庁に対する手続）に特化した記載となっています。

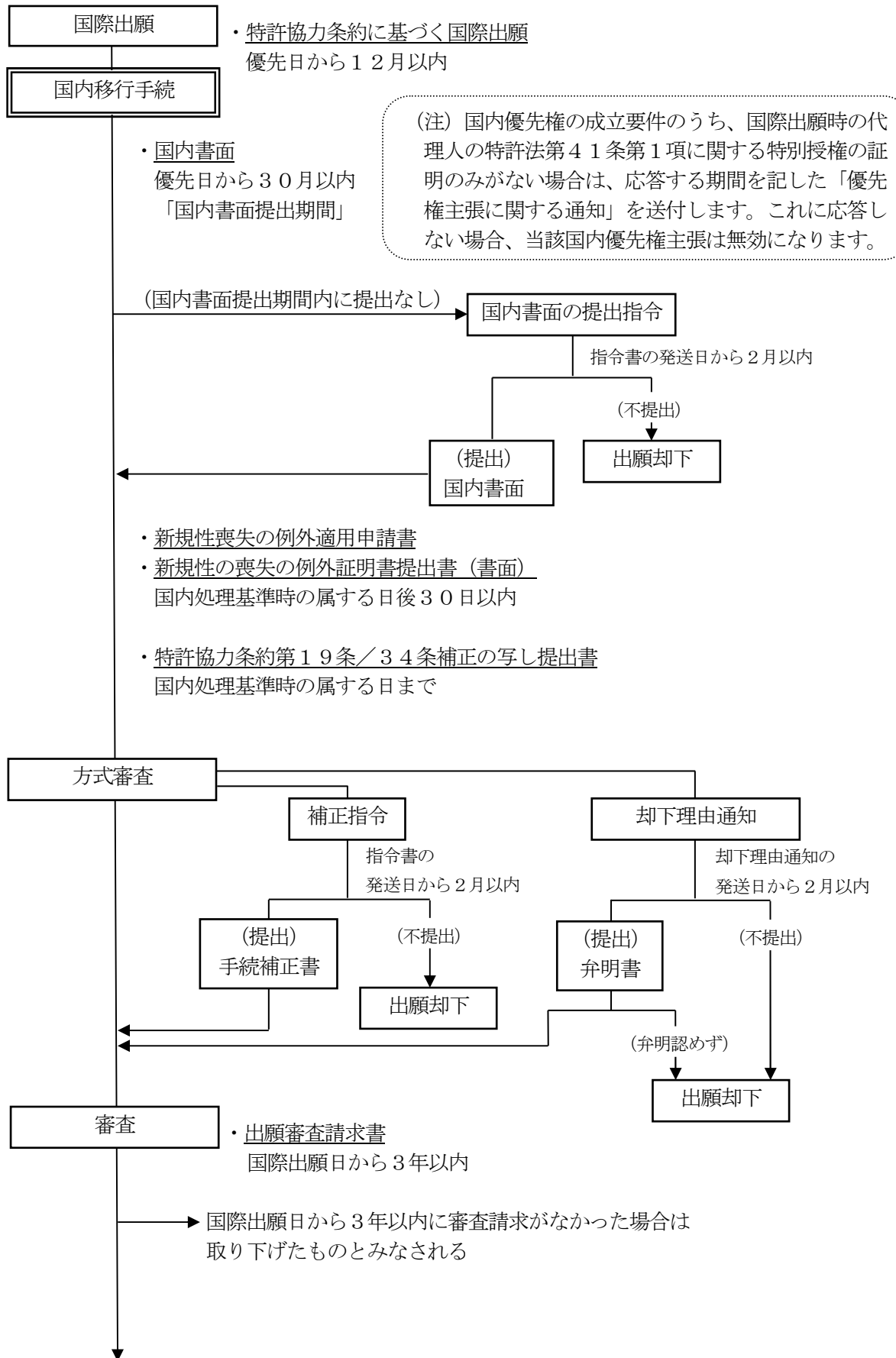
特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の概要及び国際出願の手続の詳細（受理官庁に対する手続）については、知的財産権制度説明会（実務者向け）テキスト「PCT国際出願制度と手続の概要」及び「特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の手続」が別途発行されていますので、そちらを参照してください。

国際出願を日本国へ継続させるためには特許法第184条の5第1項に規定する書面（以下「国内書面」という。）や国際出願の翻訳文の提出及び国内手数料の支払いが必要ですが、これらの書類の提出には、国内の手続と同様に、電子証明書・電子署名等の技術を用いたインターネット回線を利用した電子出願が利用できます。また「申請人登録制度」、「予納制度」、「現金納付制度」、「電子現金納付制度」及び「口座振替納付制度」が利用できますので、詳細につきましては、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) 「制度・手続」の「電子出願」「特許庁への電子出願」お知らせ、を参照してください。

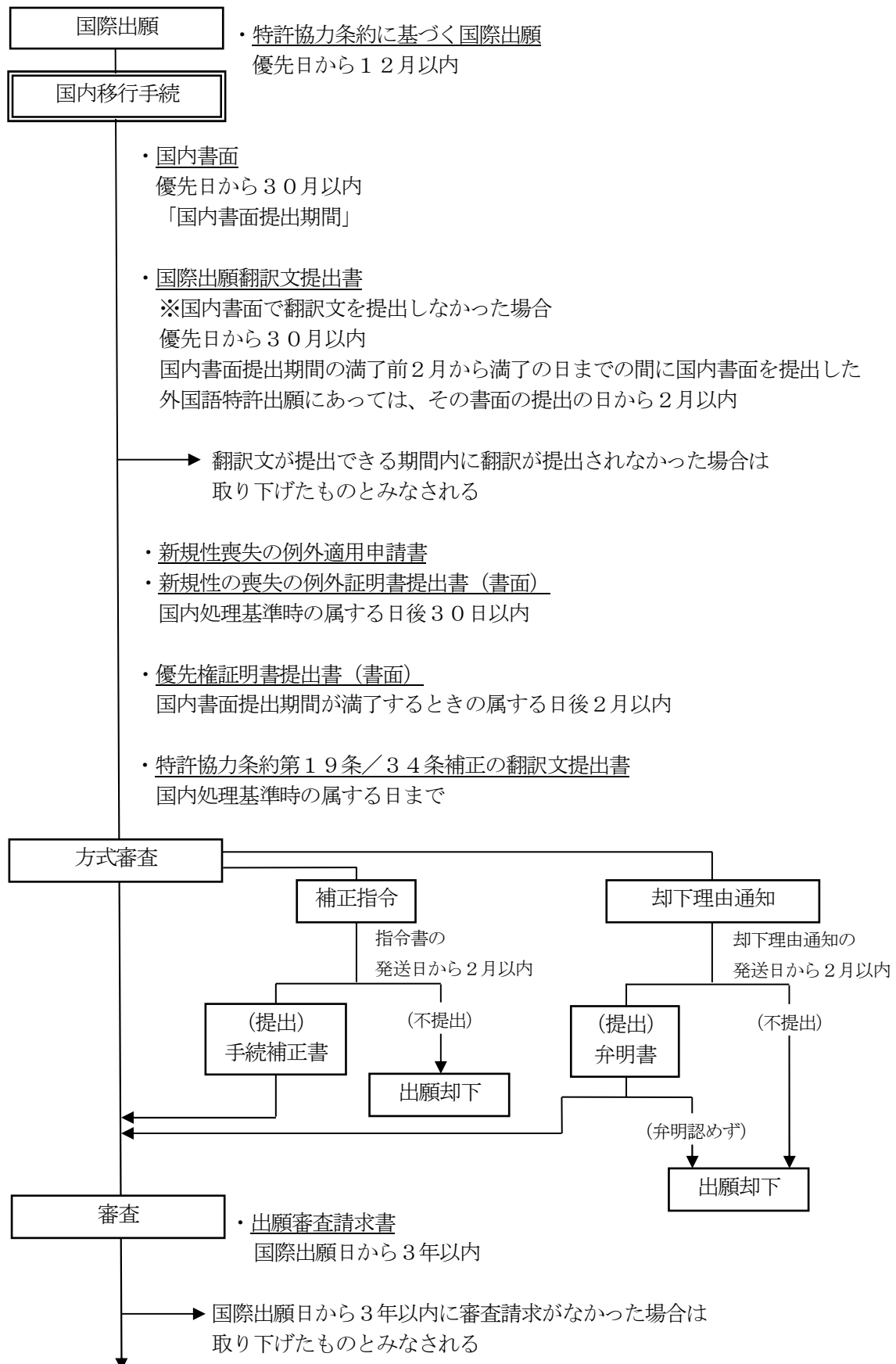
電子出願を行う前の事前手続や国内移行後の手続については、国内出願の手続と同様ですので、特許庁ホームページ (http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/syutugan_tetuzuki.htm) に掲載されている「出願の手続」を併せて参照してください。

また、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の電子出願ソフトサポートサイト（特許庁のホームページから外部サイトへリンクしております。）において、「国内書面」「国際出願翻訳文提出書」等のオンライン手続可能な申請書類のひな形を提供しています。特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) 「制度・手続」の「電子出願」「電子出願ソフト」「電子出願ソフトサポートサイト」 → 「申請書類の作成」>>「申請書類の書き方ガイド」 → 青枠「申請書の書き方ガイド」 → 目次「PCT国内移行手続ガイドライン」をご参照ください（全ての国内移行手続のひな形があるわけではありませんのでご了承ください。）。

日本語特許出願



外国語特許出願



第1章 指定（選択）官庁としての日本国特許庁に対する手続

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は、ひとつの出願書類を条約に従って受理官庁へ提出することで、PCT加盟国である全ての国に同時に出願したとみなされます。

出願人は、国際段階の満了前までに、指定国での権利化のための手続を継続させるか否かの判断をしなければなりません。

出願人が我が国での権利化を希望する場合には、指定官庁である特許庁に対して国内移行の手続を行わなければなりません。出願人が国内移行の手続を行わなければ、その国際出願は我が国においては出願却下又は取り下げられたものとみなされます。

第2章 日本語及び外国語でされた国際特許出願に共通する 国内移行手続

日本国を指定国とした国際出願の出願人は、優先日から30月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に特許庁長官に対して「国内書面」を提出し、必要な「国内手数料」を納付しなければなりません。（条22（1）、条39（1）、特184の5（1））

（注）期間の計算は、特許法第3条に基づきます。

1. 国内書面の提出

（1）国内書面の記載事項 （特184の5（1））

- ① 発明者の氏名及び住所又は居所 （注1）、（注2）
- ② 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 （注1）、（注2）
- ③ 国際出願番号 （注3）
- ④ 出願の区分 （注4）
- ⑤ 代理人がいる場合は、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 （注5）
- ⑥ その他必要な事項

（注1）出願人及び発明者の住所（居所）について

国際段階の手続における「あて名」と特許法上の「住所又は居所」の概念は、必ずしも同一のものではありません。国際出願の願書における「あて名」と「住所又は居所」が同一であって、それが国内法上適正である場合には、国際出願の願書に記載された「あて名」を国内書面に「住所又は居所」として記載します。当該「あて名」が出願人及び発明者の住所又は居所として適正でない場合は、正確な住所又は居所を記載し、国内書面と同時に「国際段階においては、あて名を記載したが、国内書面に記載の住所が正しい。」旨を記載した上申書を提出するか、国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

また、国際公開に住所の記載がない場合であっても、国内書面には必ず住所を記載する必要があります。その際には、国内書面と同時に「国際段階においては、出願人（又は、発明者）の住所を記載しなかったが、国内書面に記載の住所が正しい。」旨を記載した上申書を提出するか、国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

なお、特許庁より識別番号を付与されている出願人は、【識別番号】を記載することにより【住所又は居所】の欄を省略することができます。

（注2）出願人及び発明者の住所（居所）若しくは氏名（名称）について

国際段階で住所又は居所若しくは氏名又は名称が変更されたにもかかわらず、その届出がなされていない状況においては、国内書面には変更後の住所又は居所若し

くは変更後の氏名又は名称を記載し、国内書面と同時に「国際段階においては、住所（居所）（又は氏名（名称））の変更があったにもかかわらず、その手続がされない状態で、国内書面上は変更後の住所（居所）（又は氏名（名称））を記載するものである。」旨を記載した上申書を提出するか、国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

国際段階における住所又は居所若しくは氏名又は名称の記載が誤りであったにもかかわらず、国際段階においてこれを訂正しなかった場合も同様です。

(注3) 国際出願番号の記載について

「PCT/US 2000/012345」のように記載します。

(注4) 出願の区分について

指定国である日本国において、特許を求めるときは、国内書面の【出願の表示】欄の【出願の区分】に「特許」と記載します。

(注5) 代理人の代理権を証明する書面について

国内書面を提出する際には、出願人から代理人への委任状の添付は必須ではありません。ただし、国内優先権を伴う国際出願が代理人による手続の場合は特許法第41条第1項に関する特別授権、国内書面に復代理人を記載する場合の出願人から代理人への復代理人選任権限に関する特別授権等委任状の添付が必要な場合があります。 (特施4の3、特8(2)、特9)

(2) 様式

国内書面は、特許法施行規則様式第53により作成します。 (特施38の4)

(3) 提出期間

国内書面提出期間内に提出しなければなりません。

(特184の4(1)、特184の5(1))

提出日は、発信主義が適用されます。

(特19)

2. 国内手数料

(1) 納付義務

出願人は、国内書面提出期間内に国内手数料を特許庁長官に納付しなければなりません。 (特195(2))

(2) 国内手数料の金額

国際特許出願1件につき

14,000円

(手数料令1(2)③、特195(2))

(注) 国と国以外の者との共有で、持分の定めがある場合には、国以外の者の持分に相当する金額のみを納付します。(特195(5))

その場合、【手数料の表示】の欄の上に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、当該持分を証明する書面(持分契約書等)を提出しなければなりません。なお、他の事件で提出されている証明書で、当該持分についての内容が同一であることが証明されているときは、【提出物件の目録】の欄の【物件名】の次に【援用の表示】の欄を設け、その旨を記載します。(特施10、特施27(3))

(3) 納付方法

① 特許印紙による場合は、国内書面の左上の余白に特許印紙(消印しないでください。)を貼付するものとし、その下にその額を括弧をして記載します。

(特施様式53備考(様式2備考5))

② 予納制度を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」の欄に「予納台帳番号」を、「【納付金額】」の欄に手数料の額(「円」、 「,」等は付さず、アラビア数字のみで表示)を記載します。

(特施様式53備考(様式2備考22))

③ 現金納付制度を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該手続に係る手数料を納付した納付書に記載された納付書番号を記載し、納付済証(特許庁提出用)を手続補足書により提出します。この場合において「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。

(特施様式53備考(様式2備考5))

④ 電子現金納付制度を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、当該手続の手数料納付に係る納付番号を記載します。この場合において「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。

(特施様式53備考(様式2備考5))

⑤ 口座振替納付制度を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(「円」、 「,」等は付さず、アラビア数字のみで表示)を記載します。

(注) 口座振替により納付できる手続はオンライン手続に限ります。

(特施様式53備考(様式2備考22))

(国内書面の記載例)

【書類名】	国内書面
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【発明者】	
【住所又は居所】	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10566 コートランツ マンナ ミリングトン ロード500
【氏名】	エルビス・ウォルター・ジョセフ
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【選任した代理人】	
【識別番号】	100001235
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 次郎
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	14000
【提出物件の目録】	
【物件名】	明細書の翻訳文 1
【物件名】	請求の範囲の翻訳文 1
【物件名】	要約書の翻訳文 1
【物件名】	図面の翻訳文 1

特許法施行規則第38条の4（様式53）により作成してください。

(注) 国内書面とは別に、国際出願翻訳文提出書を提出する場合は、【提出物件の目録】の欄以下の記載は不要です。また、日本語特許出願についても、翻訳文を提出する必要がないため同様です。

3. 国内処理基準時について

(1) 日本語特許出願の場合

「国内処理基準時」は、「国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）」と規定されています。つまり、日本語特許出願については、次のいずれかが「国内処理基準時」となります。

- ① 優先日から30月の期間が満了する時
- ② ①の期間内に出願審査の請求をするときはその請求の時（ただし、出願審査の請求は、国内書面を提出し、国内手数料を納付した後でないことができません。）

なお、「国内処理基準時の属する日」とは、上記①又は②の時が含まれる日です。

(2) 外国語特許出願の場合

「国内処理基準時」は、「国内書面提出期間（翻訳文提出特例期間が適用される場合はその期間）が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）」と規定されています。つまり、外国語特許出願については、次のいずれかが「国内処理基準時」となります。

- ① 優先日から30月の期間が満了する時
- ② ①の満了前2月から満了日までの間に国内書面を提出した場合（国内書面の提出日以前に翻訳文を提出したものを除く。）には、国内書面を提出した日から2月の期間（翻訳文提出特例期間）が満了する時
- ③ ①及び②の期間内に出願審査の請求をするときは、その請求の時（ただし、出願審査の請求は、国内書面及び翻訳文を提出し、国内手数料を納付した後でないことができません。）

なお、「国内処理基準時の属する日」とは、上記①、②又は③のいずれかの時が含まれる日です。（特184の4（6））

4. 塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際特許出願について

(1) 配列表を記録した磁気ディスクの提出方法

塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を特許庁長官が定める方式に従って記録した磁気ディスクを、国内書面とともに特許庁長官に提出しなければなりません。

(特施 27 の 5 (2)、特施 38 の 13 の 2 (2)、実施 23 (6))

提出する磁気ディスクには、事件の表示及び特許出願人又は代理人名を記載し、特許法施行規則様式第 22 (物件提出書) により、次に掲げる書面とともに提出してください。

(a) 陳述書

(b) 磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面

(特施 27 の 5 (4)、(5))

なお、磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなされません。

(特施 27 の 5 (6)、実施 23 (4))

(2) 配列表を記録した磁気ディスクの提出の免除

受理官庁が日本国特許庁であって、

① 国際段階で電子出願を行い、かつ配列表をコードデータで明細書に記載した場合

② 国際段階でコードデータを記録した記録媒体が提出されている場合

は、あらためて提出する必要はありません。

(特施 38 の 13 の 2 (3)、実施 23 (6))

また、明細書の補正により、配列表を特許庁長官が定める方式に従って記録した事項をオンラインによりコードデータで提出するときは、別途、磁気ディスクを提出する必要はありません。

(特例施 19 の 2)

(3) その他

磁気ディスクの提出がない場合又は提出した磁気ディスクに不備がある場合は、特許庁長官が期間を指定して補正すべきことを求めます。

(特 184 の 5 (2)、実 48 の 5 (2))

補正指令に対して、期間内に補正が行われなかった場合には、特許庁長官は当該国際特許出願を却下することになります。

(特 184 の 5 (3)、実 48 の 5 (3))

(物件提出書の記載例)

【書類名】	物件提出書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2000-512345
【提出者】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【提出する物件】	
1	配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク 1枚
2	陳述書 1通
3	磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面 1通
(【発送番号】	〇〇〇〇〇〇)

特許法施行規則第27条の5(様式22)により作成してください。

(注1) 国内出願番号が通知されていない場合は、【事件の表示】の【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/US2000/012345」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の次に【出願の区分】の欄を設けて、「特許(又は実用新案登録)」と記載します。

(注2) 補正指令に対する応答として物件提出書を提出する場合は、【発送番号】の欄を設け、提出命令に係る書類(手続補正指令書)に記載された発送番号を記載してください。

(注3) 「陳述書」は、次の文例により作成してください。事件の表示には、国内出願番号又は国際出願番号及び出願の区分を記載してください。

(文例)

陳述書	
特許庁長官 殿	
本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであって、内容を変更したものでないことを陳述します。	
平成 年 月 日	
事件の表示	
発明の名称	
特許出願人・代理人	印

(注4) 「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、次の文例により作成してください。なお、使用した文字コードには、配列表のコードデータを磁気ディスクへ記録する際に用いた文字コードを記載してください（「ISO646」「ASCII」「Shift-JIS」等）。

(文例)

磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面	
1	出願人氏名 (名称)
2	代理人氏名 (名称)
3	事件の表示
4	発明の名称
5	使用した文字コード
6	配列を記録したファイル名
7	連絡先
	・電話番号
	・担当者の氏名

第3章 日本語特許出願に関する手続

特許協力条約に基づく国際出願日が認められた国際出願（「国際特許出願」（特184の3））のうち、日本語でされたものを「日本語特許出願」といいます。（特184の6（2））

日本語特許出願に係る国際出願日における願書・明細書・請求の範囲・図面・要約は、特許法第36条の願書・明細書・特許請求の範囲・図面・要約書とみなされます。（特184の6）

国際出願の書類（国際公開、国際調査報告等）は、条約第20条の規定により国際公開の後、日本国特許庁からの請求により国際事務局から送達されます。

（条20、規47.1（a）、規47.4）

1. 特許協力条約第19条（1）に基づく補正書の写しの提出

日本語特許出願の出願人は、条約第19条（1）に規定する補正を行った場合には、補正書の写しを国内処理基準時（特184の4（6））の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。（特184の7（1））

ただし、補正書の写しが条約第20条の規定により国際事務局から日本国特許庁に上記期間内に送達された場合には、その補正書により、特許請求の範囲について特許法第17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされます。（特184の7（2））

（1）提出期間

国内処理基準時の属する日までに提出しなければなりません。（特184の7（1））

（2）提出方法

補正書の写しを、「特許協力条約第19条補正の写し提出書」に添付して提出します。（特施38の6、特施様式54）

（3）補正書の写しの提出又は補正書の送達がなかった場合

期間内に補正書の写しの提出又は条約第20条の規定による国際事務局から日本国特許庁に対する補正書の送達がいずれもなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。（特184の7（3））

（4）補正書の書簡に記載した説明

条約第19条（1）の規定に基づく補正書と同時に、補正及びその補正が明細書、図面に与えることのある影響についての「簡単な説明書」が提出されている場合には、「簡単な説明書」を書面（上申書）に記載して特許庁長官に提出することができます。（条19）

(日本語特許出願の条約第19条補正の写し提出書の記載例)

【書類名】	特許協力条約第19条補正の写し提出書	
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)	
【あて先】	特許庁長官	殿
【出願の表示】		
【国際出願番号】	PCT/J P 2 0 〇 〇 / 0 1 2 3 4 5	
【出願の区分】	特許	
【特許出願人】		
【識別番号】	3 0 0 0 0 5 5 5 5	
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所	
【代理人】		
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 4	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	国際 太郎	
【補正書の提出年月日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
【その他】	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
【提出物件の目録】		
【物件名】	条約第19条補正の写し	1

特許法施行規則第38条の6（様式54）により作成してください。

- (注1) 電子出願ソフトを使用して提出する際は、指定官庁の手続に関するQ&A集（Q10）を参照してください。
- (注2) 【その他】の欄には、特許協力条約第19条補正の補正箇所及び補正の根拠を記載してください。補正の根拠の記載例について、詳細は特許庁ホームページ（<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>）→「制度から探す」「国際出願」→「特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して」→「PCT国際出願手続について」→「手続の運用 特許協力条約規則（PCT規則）46.5（b）、66.8（a）、70.2（cの2）の改正に係る日本国特許庁における運用について」を参照してください。

2. 特許協力条約第34条(2)(b)に基づく補正書の写しの提出

日本語特許出願の出願人は、条約第34条(2)(b)に規定する補正を行った場合には、補正書の写しを国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。
(特184の8(1))

ただし、補正書の写しが条約第36条(3)(a)の規定により国際事務局から日本国特許庁に上記期間内に送達された場合には、その補正書により、特許法第17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされます。

(特184の8(2))

(1) 提出期間

国内処理基準時の属する日までに提出しなければなりません。

(特184の8(1))

(2) 提出方法

補正書の写しを、「特許協力条約第34条補正の写し提出書」に添付して提出します。

(特施38の6、特施様式54)

(3) 補正書の写しの提出又は補正書の送達がなかった場合

期間内に補正書の写しの提出又は条約第36条(3)(a)の規定により国際事務局から日本国特許庁に対し補正書の送達がいずれもなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。
(特184の8(3))

(注) 条約第34条の補正は、条約第19条の補正と違い回数の制限がありません。

日本語特許出願における条約34条補正を2回以上行った場合は、補正を行った日毎にそれぞれ条約34条補正に係る写しの提出を行ってください。

(日本語特許出願の条約第34条補正の写し提出書の記載例)

【書類名】	特許協力条約第34条補正の写し提出書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P 2 0 〇 〇 / 0 1 2 3 4 5
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	3 0 0 0 0 5 5 5 5
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所
【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【補正書の提出年月日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【その他】
【提出物件の目録】	
【物件名】	条約第34条補正の写し 1

特許法施行規則第38条の6(様式54)により作成してください。

(注1) 電子出願ソフトを使用して提出する際は、指定官庁の手続に関するQ&A集(Q10)を参照してください。

(注2) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第50条の3第8項の規定により配列表を記録した磁気ディスクを添付することにより補正した場合は、【その他】の欄には、「配列表の〇〇を補正した。」のように補正個所を明確に記載してください。

(注3) 【その他】の欄には、特許協力条約第34条補正の補正個所及び補正の根拠を記載してください。補正の根拠の記載例について、詳細は特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) → 「制度から探す」 「国際出願」 → 「特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に関して」 → 「PCT国際出願手続について」 → 「手続の運用 特許協力条約規則(PCT規則)46.5(b)、66.8(a)、70.2(c)2)の改正に係る日本国特許庁における運用について」を参照してください。

【コラム】再公表に掲載される条約第34条補正書について

日本語特許出願の出願人が、国際段階で条約第34条(2)(b)に規定する補正を行い、国内処理基準時までその写しを特許庁長官に提出した場合、又は、国際事務局から日本国特許庁にその写しが送達された場合、日本国特許庁では当該書類をもとに、条約第34条補正（職権）を記録し、再公表に掲載します。

国際段階での明細書の補正はページ単位で行われますが、これを日本国内段階の手続補正書の様式に合わせる形で条約第34条補正（職権）のデータを作成するため、作成されたデータの見方には注意が必要です。

<条約第34条補正（職権）例>

【補正対象書類名】 明細書
【補正対象項目名】 0002
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【0002】
（以下、条約34条補正の差し替えページ）……………
……………
[0008]
……………
……………
[0009]
……………
……………

・【補正対象項目名】の「0002」、及び【補正の内容】の項番【0002】は、【補正対象項目名】の差し替えページの2頁を示しています。

※日本国内段階の手続補正書と異なり、段落番号ではなく、差し替えページ番号を示していることに注意してください。

・【補正の内容】の項番以下には、条約第34条補正の差し替えページが入り、[0008]及び[0009]は、段落番号を示しています。

※差し替えページに記載された段落番号は「【 】」（すみ付き括弧）ではなく「[]」（大括弧・ブラケット）で示されることに注意してください。

- ・【補正の内容】の項番以下は、案件によっては、文章の途中から始まる形となります（上記例では、【0002】以下は、段落番号[0007]の途中から始まっています。）。

3. 日本語特許出願の記録原本ファイルへの記録

日本語特許出願については、国際出願日における願書、明細書、請求の範囲、図面、要約は、特許法第36条の願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約書とみなされます。

(特184の6(1)、(2))

出願人は明細書、特許請求の範囲、図面、要約書を改めて日本国特許庁に提出する必要はありません。そのため日本国特許庁では、特許協力条約第20条の規定に基づいて国際事務局から国際公開の後送達されてくる国際出願の書類(国際公開の写し)をもとに明細書、請求の範囲、図面、要約について、次のように記録原本ファイルへ記録します。

(1) 明細書の記録方法

国際公開時／国際出願時	記録原本ファイル
明細書	【書類名】明細書
発明の名称	【発明の名称】
技術分野	【技術分野】
[0001]	【0001】
背景技術	【背景技術】
[0002]	【0002】
⋮	⋮
先行技術文献	【先行技術文献】
特許文献	【特許文献】
非特許文献	【非特許文献】
発明の概要	【発明の概要】
発明が解決しようとする課題	【発明が解決しようとする課題】
課題を解決するための手段	【課題を解決するための手段】
発明の効果	【発明の効果】
図面の簡単な説明	【図面の簡単な説明】
図1	【図1】
発明を実施するための形態	【発明を実施するための形態】
実施例	【実施例】
産業上の利用可能性	【産業上の利用可能性】
符号の説明	【符号の説明】
受託番号	【受託番号】
配列表フリーテキスト	【配列表フリーテキスト】
配列表	【配列表】

(2) 特許請求の範囲の記録方法

国際公開時／国際出願時

請求の範囲 [請求項 1]

記録原本ファイル

【書類名】 特許請求の範囲 【請求項 1】

(3) 要約書の記録方法

国際公開時／国際出願時

要 約 書

記録原本ファイル

【書類名】 要約書 【要約】

(4) 図面の記録方法

国際公開時／国際出願時

[図 1]

記録原本ファイル

【書類名】 図面 【図 1】

(注) 発明の名称を国際調査機関が決定したときは、国際調査機関が決定したものを記録します。

(注) 要約を国際調査機関が作成したときは、国際調査機関が作成したものを記録します。

(注) 図面の記録の内容

① 図面は、横170mm、縦255mmの範囲内で記録します。

② 「図面」は「【書類名】図面」と記録し、2以上の図があつて各図にアラビア数字により「図1」、「図2」又は「Fig. 1」、「Fig. 2」のように連続番号を付してあるときは、図番号の前に「【」、後ろに「】」を付して「【図1】」、「【図2】」のように記録します。

第4章 外国語特許出願に関する手続

特許協力条約に基づく国際出願日が認められた国際出願（「国際特許出願」（特184の3））のうち、日本語以外の言語でされたものを「外国語特許出願」といいます。（特184の4（1））国際出願の書類（国際公開、国際調査報告等）は、条約第20条の規定により国際公開の後、日本国特許庁からの請求により国際事務局から送達されます。

（条20、規47.1（a）、規47.4）

1. 日本語による翻訳文の提出

（1）提出義務

外国語特許出願の出願人は、国際出願日における国際出願の明細書・請求の範囲・図面（図面の中の説明に限る。）及び要約について日本語による翻訳文（以下「翻訳文」という。）を特許庁長官に提出しなければなりません。

（特184の4（1））

なお、条約第19条（1）の規定に基づく補正をした外国語特許出願の出願人は、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、条約第19条補正が組み込まれた状態の翻訳文を提出することができます。

（特184の4（2））

ただし、重複しての翻訳文の提出は認められません。

（2）様式（特施38の2）

- ・明細書の翻訳文は特許法施行規則様式51の2により作成します。
- ・請求の範囲の翻訳文は特許法施行規則様式51の2の2により作成します。
- ・要約書の翻訳文は特許法施行規則様式51の4により作成します。
- ・図面の翻訳文は特許法施行規則様式51の3により作成します。

（注）外国語特許出願の図面は、特許庁において職権により、国際公開の各図に「【図1】」、「【図2】」のように図の番号を付したものが、イメージで記録原本ファイルに格納されます（図面の翻訳文が提出されたときは、その図が格納されます。）。

（3）提出期間

国内書面提出期間内に特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、国内書面提出期間の満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、国内書面の提出の日から2月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、翻訳文を提出することができます。

（特184の4（1）ただし書）

(4) 提出方法

翻訳文は、「国内書面」に添付して提出するか、「国際出願翻訳文提出書」に添付して提出します。

国際出願翻訳文提出書は、特許法施行規則に定められた様式ではありませんが、下記の事項を記載します。(参照：本テキスト21ページ)

- ① 【書類名】の欄には「国際出願翻訳文提出書」と記載します。
- ② 【提出日】の欄には提出日を記載します。
- ③ 【出願の表示】の欄には【国際出願番号】及び【出願の区分】を設け「特許」のように記載します。ただし、国内出願番号が通知されている場合は、【出願の表示】に【出願番号】の欄を設けて、「特願2000-000000」のように記載してください。この場合、【国際出願番号】及び【出願の区分】の欄は不要です。
- ④ 【特許出願人】の欄には【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を設けて記載します。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は不要です。
- ⑤ 法人にあっては、代理人がない場合、【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載します。
- ⑥ 代理人がいる場合は、【代理人】の欄を設け【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を記載します。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は不要です。

(5) 提出されない場合

- ① 国内書面提出期間(翻訳文提出特例期間が適用される場合はその期間)内に、明細書、請求の範囲について日本語による翻訳文が提出されない場合には、当該国際特許出願は取り下げられたものとみなされます。(外国語特許出願の「翻訳文」は、「国内書面」や「国内手数料」と異なり、期間経過後の提出は認められません。)
(特184の4(3))
- ② 要約の翻訳文が提出されていない場合については、期間を指定して補正すべきことを求めます(参照：第6章 1. 補正の手続(1)④)。

【コラム】外国語特許出願の翻訳文の提出の特例期間について

特許法第184条の4第1項のただし書で「国内書面提出の日から2月以内に翻訳文を提出することができる」と定められた翻訳文の提出期間を、「優先日から32月以内」と誤解されることがよくありますが、「国内書面の提出日から2月以内」です。

なお、この期間に翻訳文の提出が無い場合は、**国際特許出願は取り下げられたものとみなされます**ので注意してください。

(参考)

外国語特許出願の出願人は、特許協力条約第3条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を提出しなければなりません。ただし、国内書面提出期間の満了前2月から満了日までの間に国内書面を提出した外国語特許出願については、国内書面提出の日から2月以内に当該翻訳文を提出することができる旨規定されています(特184条の4第1項ただし書)。

したがって、上記の期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がない国際特許出願は、**取り下げられたものとみなされます**(特184条の4第3項)。

(国際出願翻訳文提出書の記載例)

【書類名】	国際出願翻訳文提出書	
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)	
【あて先】	特許庁長官	殿
【出願の表示】		
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345	
【出願の区分】	特許	
【特許出願人】		
【識別番号】	300004342	
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション	
【代理人】		
【識別番号】	100001234	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	国際 太郎	
【提出物件の目録】		
【物件名】	明細書の翻訳文	1
【物件名】	請求の範囲の翻訳文	1
【物件名】	要約書の翻訳文	1
(【物件名】	図面の翻訳文	1)

(注) 特許法施行規則に基づく様式はありません。

[外国語特許出願]

(明細書の翻訳文の具体的な作成例)

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【技術分野】

【0001】

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の子ばねの圧縮、伸張の際の螺回条間の摩擦がなく、円滑な作動をなし得る竹の子ばねに関し、機械類のロッドやねじ棒状の変動する長さの間を覆うのに適した、主に鋼鉄で作られた長さの長い竹の子ばねに関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条に巻いた圧縮ばねは知られている。この種のばねは、例えば、大型のパンチやのごとき工具の柄を開駆動するばね又歯装置の緩衝用の弾性支えばね等として多方面で使用されている。

【0003】

また、竹の子ばねは、このようなばね部材として使用し得るほか、カバー部材としても使用し得る。例えば、旋盤における刃物台移動軸やプレス機のガイドポールなどのほか、各種の工作機械や精密工具等には、身体又は衣服が触れて危険な部分、あるいは塗られた油に埃りが付着してその動作が阻害される部分等がしばしば見られる。しかしその多くは、堅固なカバーを設けることのできない部分であって、機械工具の作動時に部材の長さや間隔が変化している部分である。この様式な部分を伸縮自在のジャバラで覆う代わりに、筒状の竹の子ばねを用いようとする試みがなされた。例えば、米国特許第1,234,567号には、プレス機のポストカバーとして、竹の子ばねの円筒カバーが示されている。しかしながらあるいはその密封性の点で欠点があった。

【0004】

従来のカバー用竹の子ばねは、綱帯が、螺回された綱帯の上に一部重なる様式に巻かれて、全体として円錐状を形成しており、隣接する螺回部分にある綱帯は互いに平行しており、円錐の中心軸とも平行になるよう位置づけられている。そして、この竹の子ばねは、その上下端が、このばねの設置座の上で安定するように、円錐の中心軸と直交する面で切断されている。したがって、巻回された綱帯の展開形状としては、綱帯の長さ方向に対して一定の斜角度をもって切断された端部を持っていた。

【0005】

このような従来の竹の子ばねの欠点は、上下に螺回位置された綱帯相互が若干の隙間を持って重なっているため、埃を防ぐには適切でなく、一方この隙間を無くして接触状態で綱帯を位置づければ、ばねの伸縮時に摩擦が多く円滑な動きをすることができない点にある。この綱帯の螺回部を互いに密接させた構造のものを作ると、僅かな摩擦がその一部に存在しても、この摩擦が相接する螺回部の綱帯の滑りを止め、これが他の螺回部の綱帯の平行配置の偏りは更に隣接の螺回部の綱帯との間の滑りを阻害して、摩擦状態は他の螺回部に波及し増大され、円滑な伸縮が不可能となる。この現象は隣接する螺回部の綱帯が互いに精密に面接触

することに起因する。

【0006】

このような竹の子ばねの改良を示すものとして、米国特許第2,345,678号・日本特公昭64-23456号が知られている。これらの明細書に示される竹の子ばねは、螺回された綱帯が、円錐状のこのばねの中心軸に対して平行に配置されず、若干正又は負の方向に傾けて配置される点に特徴づけられている。そして、この竹の子ばねは、このように螺回綱帯が傾けられることによって、伸縮の際の綱帯間の摩擦が発生しないようにされている。

【0007】

しかし、この竹の子ばねは、伸縮の際に摩擦をなくすことはできるものの、螺回綱帯間に隙間が生じ、カバーとしては好ましくない。

したがって、本発明は、このような従来の竹の子ばねの欠点のない、密封性が良くしかも円滑に伸縮する竹の子ばねを提供することを目的としている。

【0008】

また、本発明は、さらに竹の子ばねの少なくとも一方の端に、弾性帯材が円筒状に巻回されて、当該ばねの設置座の上での安定性と設置座との間の密封性を改善した竹の子ばねを提供することを目的としている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0009】

【特許文献1】 特開○○○○-○○○○○○号公報

【特許文献2】 米国特許第○○○○○○号明細書

【非特許文献】

【0010】

【非特許文献1】 ○○○著、「△△△△」××出版・・・

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0011】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には竹の子状円錐の中心軸線と平行に配置し、当該帯材の断面を彎曲してある。このことによって、隣接して螺回された弾性帯材相互の摩擦を著しく減少し、しかも、竹の子ばねの伸縮の際にも密封性を失わず、特に伸縮自在のカバーに適した竹の子ばねになる。

【0012】

また、本発明は、上述の改良された竹の子ばねの少なくとも一端に、螺回される弾性帯材で円筒状の巻回部を形成してある。このことによって、弾性帯材の端が斜めに裁断された従来の竹の子ばねのように当該ばねの設置座との間に隙間を発生させることをなくし、かつ、設置座上での座りを安定させる。

【課題を解決するための手段】

【0013】

課題を解決するための手段……………。

【発明の効果】

【0014】

発明の効果……………。

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】

この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図である。

【図2】

この竹の子ばねを製造する装置の原理を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0016】

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明する。

【0017】

第1図は、一片の弾性を有する带状材料1が螺回されて作られた、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示しているが、理解し易くするために带状材料1の断面の彎曲が強調して示されている。この竹の子ばねを形成する弾性を有する带状材料1としては、鋼鉄、ステンレススチール、ベリリウム青銅その他の各種弾性金属材料、あるいは合成樹脂その他の弾性を有する带状材料が用いられ得る。

【0018】

この竹の子ばねの先端部1aは、従来の竹の子ばねと異なって、円錐状に螺回される带状材料1を円筒が形成されるように少なくとも一回巻回することによって作られている。引続いてこの带状材料1は、弾性的に変形されて、先端部1aの円筒上からずれて巻貝状に巻かれて螺回部1bを形成している。この螺回部1bにおける带状部材1は、基本的には竹の子ばねの中心軸と平行して配置される。そして、この螺回部1bにおける带状材料1の断面は、強調して図示されているように弧状にわずかに彎曲している。このために、隣接する螺回部1b間の接触は極端に言えば線接触であり、摩擦が小さい。そして、当該竹の子ばねの基端部1cは、前記螺回部1bに引続いて带状材料1が強制的に変形されて、前記先端部1aと同様式、少なくとも一回巻回されて円筒状部分を形成している。

【0019】

第2図は、第1図で示した竹の子ばねを効率よく製造する装置の原理を示している。

【0020】

先に述べた弾性を有する真直な带状材料1が、巻付ロール2の軸と直交して、当該巻付ロール2と送りロール3とによってくわえ込まれた带状材料1は、その先にある曲げロール4に突き当たり、巻付ロール2へと曲げ込まれる。

【0021】

このようにして巻付ロール2上に带状材料1が一重巻取られたならば、次に当該带状材料1は、水平方向に偏り移動される。例えば変移ロール5によって矢印方向に偏向される。

【0022】

そして、带状材料1は符号1で示される位置に弾性的に変移され、巻付ロール2への巻付けが継続される。この変移操作後の巻付ロール2への带状材料1の巻付けは、当該巻付ロール2上で重ならないように巻付けるのが好ましい。

【0023】

必要な長さだけ、带状材料1の巻付けが行われた後、带状材料1は、前記変移

ロール5と対応位置にある逆向きの変移ロール6によって、符号1の位置から元の位置に戻され、再度円筒状に巻回される。

【0024】

上記のようにして、带状材料1を螺回させるときは、前後2回の変移によって带状材料1に与えられた歪みが、带状材料1の変移箇所ですべて完全消化しきれず、螺回部1bの両側に逆方向の歪力が与えられ、製品として螺回部1bに彎曲を生じさせる。

带状材料1が金属材料であるときは、この内部歪はヒートセットされる。

【実施例】

【0025】

実施例……………。

【産業上の利用可能性】

【0026】

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械の刃物台移動軸のカバーとして、また、プレス機のガイドポールのカバーとして、さらに、各種装置のシリンダーロッドの防傷防塵カバー等として有用であり、特にカバーされるべき部材の間隔が変化する部分に用いるのに適している。

【符号の説明】

【0027】

1. ○○である。

特許法施行規則第38条の2（様式51の2）により作成してください。

(請求の範囲の翻訳文の具体的な作成例)

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】 竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材の断面が、基本的には竹の子状円錐の中心軸線と平行に位置され、当該帯材に断面が彎曲していることを特徴とする竹の子ばね。

【請求項2】 竹の子ばねの少なくとも一方の端(1 a又は1 c)が、上記弾性帯材(1)を巻回して円筒状に形成されていることを特徴とする請求の範囲第1項記載の竹の子ばね。

特許法施行規則第38条の2(様式51の2の2)により作成してください。

(要約の翻訳文の具体的な作成例)

【書類名】 要約書

【要約】

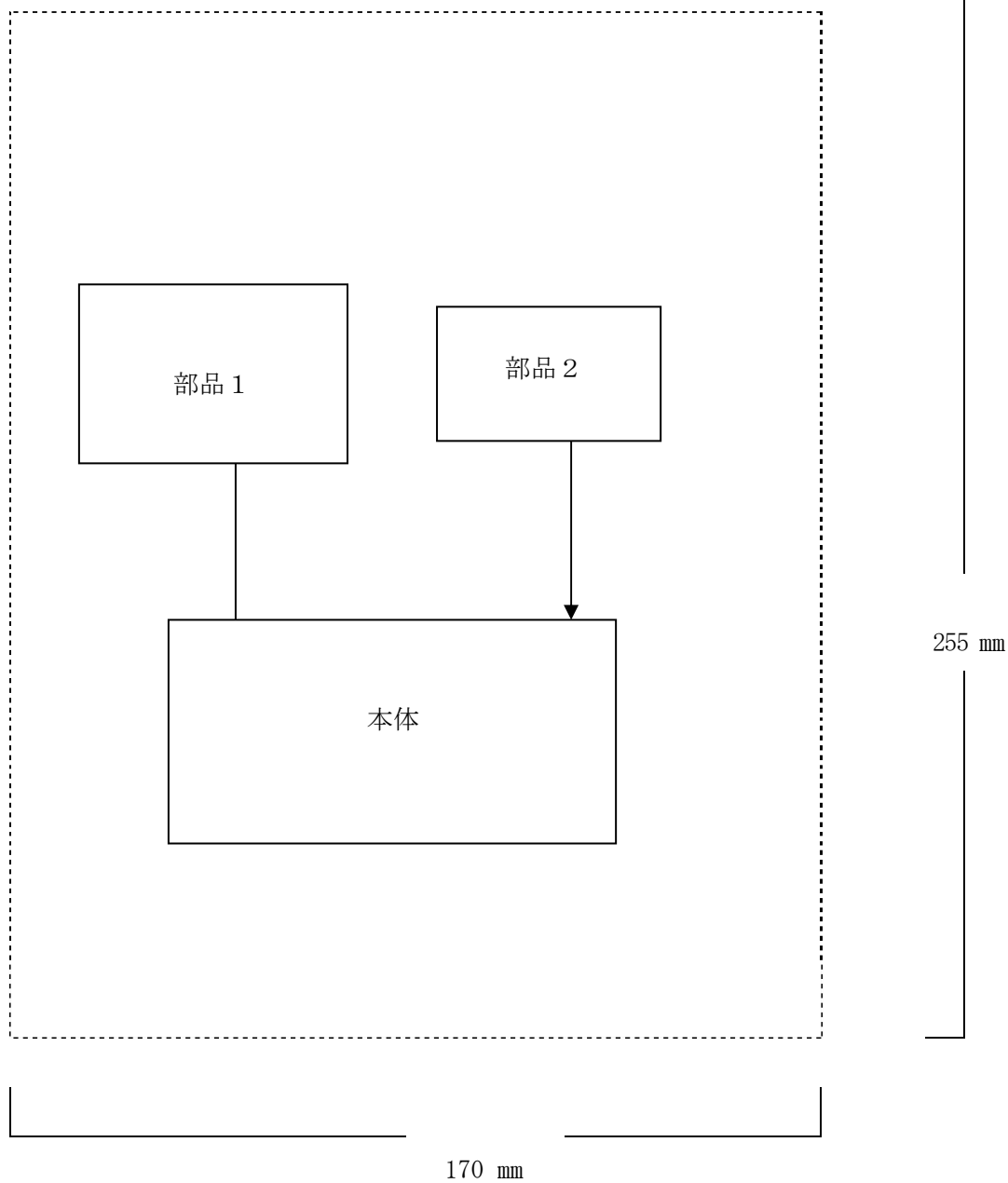
鋼鉄その他の金属製弾性帯状材料あるいは合成樹脂製弾性帯状材料の一片を巻貝状に螺回して作られた伸縮可能な円筒カバーとして用いられる竹の子ばねである。竹の子ばねの胴部を形成する螺回部(1 b)の弾性帯状材料(1)の断面は、竹の子ばねの中心軸と基本的には平行に位置されているが、若干円弧状に彎曲している。そして、竹の子ばねの両端部(1 a)、(1 c)のうち少なくとも一つは弾性帯状材料が円筒状に巻回されている。螺回部における弾性帯状材料の断面の彎曲は、真直な弾性帯状材料を巻貝状に螺回する初めと終わりに、円筒状巻回部を形成したときの内部歪によって作り出すことができる。

特許法施行規則第38条の2(様式51の4)により作成してください。

(図面 (図面の中に説明がある時) の具体的な翻訳文作成例)

【書類名】 図面 ← コードデータで入力する。

【図1】 ←



特許法施行規則第38条の2 (様式51の3) により作成してください。

2. 特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の「翻訳文」の提出

(1) 翻訳文の提出

条約第19条(1)の規定に基づく補正をした外国語特許出願の出願人は、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができます。(特184の4(2))

若しくは、国内処理基準時の属する日までに限り、条約第19条補正に係る翻訳文を提出することができます。(特184の4(6))

条約第19条補正に係る翻訳文は「特許請求の範囲」全文を提出しなければなりません。(特施様式52備考2)

(2) 提出期間

国内処理基準時の属する日までに提出しなければなりません。

(特184の4(6))

(3) 提出方法

翻訳文は、下記のどちらかの方法により提出することができます。

- ・国内書面又は国際出願翻訳文提出書に条約第19条補正が組み込まれた状態の翻訳文を添付して提出します。(特施38の4、特施様式53)
- ・条約第19条補正に係る翻訳文を「特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書」により提出します。(特施38の2、特施様式52)

(4) 提出された場合

条約第19条補正に係る翻訳文が提出された場合、当該補正後の請求の範囲の翻訳文は、特許法第36条第2項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなされます。(特184の6(3))

(5) 提出されない場合

国内処理基準時の属する日までに条約第19条補正に係る翻訳文が提出されなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(特184の4(7))

(6) 補正書の書簡に記載した説明

条約第19条(1)の規定に基づく補正書と同時に、補正及びその補正が明細書、図面に与えることのある影響についての「簡単な説明書」が提出されている場合には、「簡単な説明書」を書面(上申書)に記載して特許庁長官に提出することができます。(条19)

(外国語特許出願の特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書の記載例)

【書類名】	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【補正書の提出年月日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項1】
.....
【請求項〇】
.....
【その他】

特許法施行規則第38条の2（様式52）により作成してください。

(注1) 「特許請求の範囲」を全文補正する形で翻訳文を作成し、補正により記載を変更した個所に下線を引いてください（【請求項〇】の欄名には、下線を付さないでください。）。

(注2) 条約第19条補正により請求項を削除していて、原文に「2（削除）」と記載されているときには、そのまま「【請求項2】（削除）」と記載するか、又は、請求項3を繰り上げて請求項2として翻訳します。この場合は、【その他】の欄には、「請求項2を削除したため、請求項3以降を繰り上げて記載した。」旨を記載してください。

(注3) 【その他】の欄には、条約第19条補正の補正箇所及び補正の根拠を記載してください。補正の根拠の記載例について、詳細は特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) → 「制度から探す」 「国際出願」 → 「特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して」 → 「PCT国際出願手続について」 → 「手続の運用 特許協力条約規則（PCT規則）46.5（b）、66.8（a）、70.2（cの2）の改正に係る日本国特許庁における運用について」を参照してください。

3. 特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正書の「翻訳文」の提出

(1) 翻訳文の提出

補正が国際予備審査機関により国際予備報告の基礎とされた場合、補正書として提出された差替え用紙はその後の補正により差替えられた場合を除き国際予備報告に附属書類として添付されます。(規70.16)

出願人は、国際予備報告に附属書類として添付された補正のうち報告の基礎とされたものについて国内処理基準時の属する日までにその補正書の日本語による翻訳文を提出しなければなりません。(特184の8(1))

(2) 明細書の補正があった場合

明細書の翻訳文は、明細書の「全文」又は「【発明の名称】」、段落番号「【○○○○】」若しくは「【配列表】」を単位として提出してください。

ただし、特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、段落番号「【○○○○】」の数を増加若しくは減少するものであるとき又は見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の「全文」を単位として提出しなくてはなりません。

(特施様式54備考3)

(3) 請求の範囲の補正があった場合

補正が請求の範囲に対して行われた場合には、翻訳文は「特許請求の範囲」全文を提出しなければなりません。(特施様式54備考4)

(4) 図面の補正があった場合

図面の補正があった場合は、全図又は「【図○】」を単位として提出しなければなりません。(特施様式54備考5)

図面中の説明の有無にかかわらず、補正された図面(補正後の図面中に説明がある場合は、説明を翻訳したもの)全てを提出しなければなりません。

(5) 提出の期間

国内処理基準時の属する日までに提出しなければなりません。(特184の8(1))

(6) 提出方法

補正書の翻訳文を「特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書」により提出します。

(特施38の6、特施様式54)

(7) 提出された場合

補正書の翻訳文が提出された場合には、特許法第17条の2第1項の規定による手続補正がされたものとみなされ、かつ、補正されたものとみなされたその補正は特許法第17条の2第2項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなされます。

(特184の8(2)、特184の8(4))

(8) 提出されない場合

国内処理基準時の属する日までに補正書の翻訳文が提出されなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。

(特184の8(3))

(注) 条約第34条の補正は、条約第19条の補正と違い回数の制限がありません。

条約第34条補正を2回以上行った場合でも、条約第34条補正に係る翻訳文の提出は1通にまとめて行うことができます。

その場合、【補正書の提出年月日】の欄には、最新の条約第34条補正のものを記載し、【その他】の欄には「本願については、条約第34条補正が平成○年○月○日と平成○年○月○日に提出されており、平成○年○月○日の補正では請求項○を補正し、平成○年○月○日の補正では請求項○を補正した。」のように条約第34条補正の全ての提出年月日と、それぞれについての補正個所を特定してください。また、補正の個所及び補正の根拠も記載してください。

(外国語特許出願の特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書の記載例)

【書類名】 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書

(【提出日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/US20〇〇/012345

【出願の区分】 特許

【特許出願人】

【識別番号】 300004342

【氏名又は名称】 パテマル・コーポレーション

【代理人】

【識別番号】 100001234

【弁理士】

【氏名又は名称】 国際 太郎

【補正書の提出年月日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日

【手続補正1】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 全文

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

【0001】
.

【〇〇〇〇】

【背景技術】

【〇〇〇〇】
(略)

【〇〇〇〇】

【図面の簡単な説明】

【〇〇〇〇】

【図1】

.

【図〇】

.

【手続補正2】

【補正対象書類名】 特許請求の範囲

【補正対象項目名】 全文

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

【請求項〇】

【手続補正3】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 全図

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 図面

【図1】

【図〇】

【その他】

特許法施行規則第38条の6（様式54）により作成してください。

(注1) 特許法184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、補正により記載を変更した個所には下線を引いてください（【請求項〇】の欄名には、下線を付さないでください。）。

(注2) 明細書の段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の「全文」を単位として補正してください。補正により記載を変更した個所には下線を引いてください（【〇〇〇〇】の欄名には、下線は付さないでください。）。

(注3) 「特許請求の範囲」を全文補正する形で翻訳文を作成し、補正により記載を変更した個所に下線を引いてください。

(注4) 請求項を補正により削除していて、原文に「2（削除）」と記載されているときには、そのまま「【請求項2】（削除）」と記載するか、又は、請求項3を繰り上げて請求項2として翻訳します。この場合は、【その他】の欄には、「請求項2を削除したため、請求項3以降を繰り上げて記載した。」旨を記載してください。

(注5) 【その他】の欄には、条約第34条補正の補正個所及び補正の根拠を記載してください。補正の根拠の記載例について、詳細は特許庁ホームページ（<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>） → 「制度から探す」 「国際出願」 → 「特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して」 → 「PCT国際出願手続について」 → 「手続の運用 特許協力条約規則（PCT規則）46.5（b）、66.8（a）、70.2（cの2）の改正に係る日本国特許庁における運用について」を参照してください。

4. 在外者による直接手続

在外者（日本国内に住所又は居所、法人にあつては営業所を有しない者）である国際特許出願の出願人は、特許法第8条第1項〔特許管理人による手続〕の規定にかかわらず国内処理基準時までには、特許庁に直接手続をすることができます。（特184の11(1)）

ただし、国内処理基準時の属する日の後、3月以内に特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければなりません。（特184の11(2)、特施38の6の2）

特許庁に手続を行っていて、かつ上記期間内に特許管理人の選任の届出がない場合は、その旨の通知がなされます。その通知の日から2月以内に特許管理人の選任の届出がなかった場合には、その国際特許出願は取り下げたものとみなされます。

（特184の11(5)）

なお、在外者である国際特許出願人は、国内居住者との共同出願においても、期間内に特許管理人の選任の届出が必要となります。

第5章 出願審査の請求の手続

国際出願され国内移行手続がなされたもの全てが審査されるわけではありません。

出願人又は第三者が出願審査の請求の手数料を納付して出願審査の請求がされたものだけが審査されます。 (特48の2)

なお、出願審査の請求は、取り下げることができません。 (特48の3(3))

また、出願審査の請求をすることができる期間内に国際出願の請求がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げたものとみなされます。 (特48の3(4))

1. 国内手続の繰延べ

条約第23条(1)で、指定官庁は、第22条に規定する当該期間(優先日から30月)の満了前に国際出願の処理又は審査を行ってはならない、と規定され、同条(2)では、(1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる、と規定されています。また、条約第40条では選択官庁について同様の内容が規定されています。

したがって、国際特許出願は、出願人の明示の請求(具体的には、出願審査の請求)がない場合は、国内書面提出期間の満了後に処理を開始します。 (条23、条40)

2. 出願審査の請求手続

(1) 請求の期間

国際出願日から3年以内 (特48の3(1))

(2) 請求の時期の制限

① 出願人

日本語特許出願の出願人は、国内書面を提出し、かつ、国内手数料の納付の手続を行った後でなければ出願審査の請求はできません。

外国語特許出願の出願人は、翻訳文(国際出願日における明細書等の翻訳文)の提出及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料の納付の手続を行った後でなければ出願審査の請求はできません。 (特184の17)

② 出願人以外の者(他人)

国内書面提出期間(外国語特許出願で翻訳文提出特例期間があるものは当該期間)経過後でなければ出願審査の請求(他人)はできません。

(特184の17)

(3) 出願審査請求書の様式

- ① 特許法施行規則様式第44により作成します。 (特施31の2)
- ② 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名】」の欄に「出願審査請求書(他人)」と記載します。 (特施様式44備考2)

3. 出願審査の請求の手数料(以下「審査請求料」という。)

(1) 納付方法

- ① 特許印紙による場合は、出願審査請求書の左上の余白に特許印紙(消印しないでください。)を貼付するものとし、その下にその額を括弧をして記載します。
(特施31の2(様式44備考1))
- ② 予納制度を利用するときは、出願審査請求書中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」の欄に「予納台帳番号」を、「【納付金額】」の欄に手数料の額(「円」、「,」等は付さず、アラビア数字のみで表示。)を記載します。
(特施様式44備考(様式2備考22))
- ③ 現金納付制度を利用するときは、出願審査請求書中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該手続に係る手数料を納付した納付書に記載された納付書番号を記載し、納付済証(特許庁提出用)を手続補足書により提出します。この場合において「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。
(特施様式44備考1)
- ④ 電子現金納付制度を利用するときは、出願審査請求書中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、当該手続の手数料納付に係る納付番号を記載します。この場合において「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。
(特施様式44備考1)
- ⑤ 口座振替納付制度を利用するときは、出願審査請求書中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(「円」、「,」等は付さず、アラビア数字のみで表示。)を記載します。

(注) 口座振替により納付できる手続はオンライン手続に限ります。

(特施様式44備考(様式2備考22))

(2) 国際調査報告に対応する審査請求料の減額措置について

国際調査報告が作成されている国際特許出願の審査請求料は、国内出願の手数料と比較すると減額されます。国際調査報告が作成されなかった国際特許出願(条約第17条(2)

(a)の国際調査報告の不作成宣言がなされたもの)の審査請求料は、国内特許出願の審査請求料と同額です。
(特195(2)、手数料令1(2)⑥)

(3) 特定登録調査機関^(*)が交付した調査報告に対応する審査請求料の減額措置について

- ① 日本国特許庁以外が国際調査報告を作成している国際特許出願の審査請求料は国内出願の手数料と比較して減額されていますが、特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合には、さらに減額された審査請求料が適用されます。
- ② 日本国特許庁が国際調査報告を作成している国際特許出願の審査請求料は、特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合であっても、日本国特許庁が国際調査報告を作成した場合の審査請求料が適用されます。
- ③ 国際調査報告が作成されなかった国際特許出願（条約第17条(2)(a)の国際調査報告の不作成宣言がなされたもの）の審査請求料は、国内特許出願の審査請求料と同額ですが、特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合には、減額された審査請求料が適用されます。

(*) 特定登録調査機関の登録情報を調査されるときは、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) → 「制度・手続」 → 「特許」 → 「手続」 → 「審査に関する情報」 → 「登録調査機関について」 → 「特定登録調査機関について」を参照してください。

[審査請求料一覧] (2018年(平成30年)4月1日現在)

日本国特許庁が国際調査報告を作成した出願	71,000円＋ 請求項の数×2,400円
日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査報告を作成した出願	106,000円＋ 請求項の数×3,600円
特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合	94,000円＋ 請求項の数×3,200円
国際調査報告が作成されなかったもの	118,000円＋ 請求項の数×4,000円

(4) 審査請求料の各種減免措置について

一定の要件を満たす個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等は、審査請求料の減免措置が受けられます。また、3.(2)又は(3)により減額された審査請求料から更に減免措置を受けることも可能です。減免措置を受けるには、出願審査請求書とともに「審査請求料軽減申請書」の提出が必要です。

減免措置を受けるための要件や「審査請求料軽減申請書」の記載例等、減免措置の詳細については、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) → 「制度・手続」 → 「特許」 → 「手数料に関する情報」 → 「手数料等の減免制度について (特許、実用新案)」を参照してください。

[減免内容一覧]

	減免対象者	根拠法令	措置内容
a	中小ベンチャー企業・小規模企業等	産業競争力強化法第66条	<特許> 審査請求料*6：1/3に軽減
b	個人 (所得税非課税者等)	特許法195条の2 実用新案法第32条の2、54条	<特許> 審査請求料*6：免除又は半額軽減 <実用新案> 実用新案技術評価請求料：免除又は半額軽減 登録料(第1年分から第3年分)：免除又は3年間猶予
c	法人 (非課税法人等)	特許法第 195 条の 2	<特許> 審査請求料*6：半額軽減
d	研究開発型中小企業	産業技術力強化法第 18 条 中小ものづくり高度化法*2 第 9 条	
e	研究開発型中小企業 (アジア拠点化推進法*3)	アジア拠点化推進法*3 第 10 条	
f	アカデミック・ディスカウント (大学等*1、大学等の研究者)	産業技術力強化法第 17 条	
g	独立行政法人*1		
h	公設試験研究機関		
i	地方独立行政法人		
j	承認TLO*1	TLO法*4 第 8 条 (旧産活法*5 第 56 条、57 条)	
k	認定TLO*1	TLO法*4 第 13 条	

*1 手数料が免除となる場合があります (免除対象一覧参照)。

*2 中小ものづくり高度化法：中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

*3 アジア拠点化推進法：特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

*4 TLO法：大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

*5 旧産活法：旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

*6 国際調査報告の作成による減額措置の対象となる場合は、その減額された額からの軽減にな

ります。

なお、出願審査請求後、補正により請求項の数が増加する場合、増加した請求項分について審査請求料の軽減を受けるためには、請求項が増加した時点において減免の要件を満たすことを確認する必要がありますので、改めて申請が必要です。

[免除対象一覧]

		平成 16 年 3 月 31 日 まで	平成 16 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 3 月 31 日	平成 19 年 4 月 1 日から
l	国	免除（特許・実用新案）		
m	国の試験研究機関から権利を譲り受けた認定 T L O	免除（特許・実用新案） < T L O 法第 12 条 >		
n	国立大学法人、大学共同利用機関法人、(独)国立高等専門学校機構	免除（特許） < 産業技術力強化法附則第 3 条 >	前記 f 「アカデミック・デイスカウト」の減免措置の対象	
o	m から権利を譲り受けた承認 T L O	免除（特許） < T L O 法附則第 3 条 >	前記 j 「承認 T L O」の減免措置の対象	
p	平成 16 年 3 月 31 日時点で特許法施行令に指定されていた独立行政法人	免除（特許・実用新案） < 改正法*7 附則第 2 条～5 条 >	前記 g 「独立行政法人」の減免措置の対象	
q	国立大学、独立行政法人から権利を譲り受けた認定 T L O	免除（特許・実用新案） < 改正法*7 附則第 8 条 >	前記 j 「承認 T L O」又は k 「認定 T L O」の減免措置の対象	

*7 改正法：特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）

審査請求料の軽減措置を受ける場合、出願審査請求書に【手数料に関する特記事項】の欄を設けて軽減を受ける旨を記載してください。複数の審査請求人が軽減措置の対象となる場合は、審査請求人ごとに行を改めて記載します。

《【手数料に関する特記事項】の記載例》

・ 前記 a（中小ベンチャー企業・小規模企業等）

【手数料に関する特記事項】産業競争力強化法第 6 6 条第 2 項の規定による審査請求料の 2 / 3 軽減

・ 前記 b（個人）、c（法人）

【手数料に関する特記事項】特許法第 1 9 5 条の 2 の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

※免除の対象となる場合は、「特許法第 1 9 5 条の 2 の規定による審査請求料の免除」と記載（そ

の場合、出願人がその者のみであれば【手数料の表示】欄は不要です。）。

・ 前記 d (研究開発型中小企業)

【手数料に関する特記事項】 産業技術力強化法第 18 条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減。確認書の番号 第○号

※確認書が交付される前に審査請求するときは「産業技術力強化法第 18 条第 2 項の規定による審査請求料軽減申請中」と記載。

・ 前記 e (研究開発型中小企業)

【手数料に関する特記事項】 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第 10 条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

・ 前記 f (アカデミック・ディスカウント)、g (独立行政法人)

【手数料に関する特記事項】 産業技術力強化法第 17 条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

・ 前記 h (公設試験研究機関)、i (地方独立行政法人)

【手数料に関する特記事項】 産業技術力強化法第 17 条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減。確認書の番号 第○号

※確認書が交付される前に審査請求するときは「産業技術力強化法第 17 条第 2 項の規定による審査請求料軽減申請中」と記載。

・ 前記 j (承認 TLO)

【手数料に関する特記事項】 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第 8 条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

・ 前記 k (認定 TLO)

【手数料に関する特記事項】 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第 13 条第 4 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減

(出願審査請求書の記載例)

【書類名】	出願審査請求書		
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)		
【あて先】	特許庁長官	殿	
【出願の表示】			
【出願番号】	特願 2000-512345	(注1)	
【請求項の数】	12		
【請求人】			
【識別番号】	300001111		
【氏名又は名称】	特許株式会社		
【代理人】			
【識別番号】	100001234		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	国際 太郎		
(【調査報告番号】)	(注2)		
【手数料の表示】			
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇		
【納付金額】	〇〇〇〇〇〇		
(【手数料に関する特記事項】	〇法〇条〇項の規定による審査請求料の〇/〇軽減) (注3)		
(【その他】	手数料の納付の割合 〇/〇) (注4)		

特許法施行規則第31条の2(様式44)により作成してください。

(注1) 国内出願番号が通知されていない場合は、【出願の表示】の【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/US2000/012345」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の次に【出願の区分】の欄を設けて、「特許」と記載します。

(注2) 特定登録調査機関が交付した調査報告を提示して出願審査の請求をする場合は、【調査報告番号】の欄を設けて、当該調査報告番号を記載します。

(注3) 審査請求料の減免措置を受けようとするときは、【手数料に関する特記事項】の欄を設けてその旨を記載してください。

(注4) 減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、【その他】の欄を設け、正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を「手数料の納付の割合 〇/〇」のように記載し、審査請求書に持分を証明する書面を添付してください。ただし、本願について持分を証明する書面が既に提出されているときは改めて提出する必要はありません(特施27(3))。

4. 出願の放棄又は取下げによる出願審査請求料の返還について

出願審査の請求後、審査官から最初の通知等（拒絶理由通知、特許査定等）が送達されるまでの間に、出願の放棄又は取下げを行った場合には、納付した審査請求料の1/2の額の返還を請求することができます。 (特195(9))

返還の請求は、出願の放棄又は取下げから6月以内に行なわなければなりません。

(特195(10))

(注1) 返還方法は、銀行口座への振込又は審査請求時に記載の予納口座への返納のいずれかを選択できます。具体的な返還方法及び出願審査請求手数料返還請求書の様式については、「指定官庁の手続に関するQ&A集Q12-2」を参照してください。

(注2) 出願の放棄又は取下げの手続については、「第6章その他の手続 8. 出願の放棄又は取下げの手続」を参照してください。

第6章 その他の手続

1. 補正の手続（特許庁長官の補正指令に対する手続）

（1）特許法第184条の5第2項の規定により補正指令の対象となる場合

特許庁長官は、下記に記載の各号に該当する場合は、出願人に対して期間を指定して手続の補正を行うよう求めます。

① 国内書面が国内書面提出期間内に提出されていない場合

ただし、外国語特許出願については、同期間内に翻訳文が提出されていて、国内書面の提出がない場合のみ（翻訳文が期間内に未提出の場合は、当該国際出願は取り下げられたものとみなされますので、補正指令対象になりません。）。

② 国内書面の提出手続が特許法第7条第1項から第3項まで又は特許法第9条の規定に違反している場合

a 特許法第7条〔未成年者、成年被後見人等の手続をする能力〕

第1項 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ手続をすることができません。

第2項 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければなりません。

第3項 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときはその同意を得なければなりません。

b 特許法第9条〔代理権の範囲〕

③ 国内書面の提出手続が方式に違反している場合 （特施38の5）

a 特許法第184条の5第1項に規定する事項が記載されていない場合

b 国内書面が特許法施行規則様式第53により作成されていない場合

④ 要約の翻訳文が国内書面提出期間（ただし国内書面の提出期間の満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出したものについては翻訳文提出特例期間）内に提出されていない場合

⑤ 手数料が国内書面提出期間内に納付されていない場合

（2）特許法第17条第3項第2号により補正指令の対象となる場合

特許庁長官は、手続が特許法又は特許法に基づく命令で定められた方式に違反している場合は、出願人に対して期間を指定して手続の補正を行うよう求めることができます。

《補正指令の対象となる例》

① 条約第19条及び第34条に基づく補正書の翻訳文の提出書が特許法施行規則様式52及び様式54により作成されていない場合

② 特定承継による出願人名義変更届に「特許を受ける権利の承継を証明する書面」の添付がない場合 （特施5）

③ 代理人受任届に「代理権を証明する書面」の添付がない場合 （特施4の3）

(3) 補正の期間

補正指令の日（発送日）から2月以内

(4) 手続補正書の様式

手続補正書は、特許法施行規則様式第13により作成します。 (特施11(1))

ただし、国内書面未提出による補正指令に対しては、国内書面による提出のみとなります。

(5) 補正がされなかった場合

① 上記(1)の場合、特許庁長官は、その国際特許出願を却下することになります。

(特184の5(3))

② 上記(2)の場合、特許庁長官は、その手続を却下することになります。

(特18(1))

(6) 不適法な手続

特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下することになります。 (特18の2(1))

(手続補正書(方式)の記載例)

【書類名】	手続補正書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2000-512345
【補正をする者】	
【識別番号】	300001111
【氏名又は名称】	特許株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	国内書面
【補正対象項目名】	特許出願人
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【特許出願人】	
【識別番号】	300001111
【氏名又は名称】	特許株式会社
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	国内書面
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	14000

特許法施行規則第11条(様式13)により作成してください。

2. 発明者の補正

(1) 発明者の追加・削除

国内書面と同時に行う場合、国内書面には発明者の表示を正しく記載し、下記の必要な書面を添付します。国内書面提出後に行う場合には、手続補正書で【発明者】の欄の補正をし、下記の書面を添付（提出）します。

《必要な書面》

- ① 発明者相互の宣誓書（追加、削除された者を含む全員のもの）
- ② 変更（追加・削除）の理由を記載した書面（上申書に変更の理由を記載して提出するか、国内書面又は手続補正書に【その他】の欄を設け、変更（追加・削除）の理由を記載します。）

ただし、国際段階で既に手続がされていて、記録の変更通知（PCT/I B/306、以下「I B 306」という。）又は国際公開の訂正版により、当該発明者の追加又は削除が確認できる場合には、上記書類の提出は不要です。

(2) 発明者の表示の誤記の訂正

国内書面と同時に行う場合、国内書面には発明者の表示を正しく記載し、誤記の理由を記載した上申書を同時に提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設け、誤記の理由を記載します。

国内書面提出後に行う場合には、手続補正書で【発明者】の欄の補正をし、誤記の理由を記載した上申書を同時に提出するか、又は手続補正書に【その他】の欄を設け、誤記の理由を記載します。

なお、誤記の訂正が発明者自体の変更のおそれがある場合（例えば、姓及び名を同時に訂正する場合等）には、宣誓書の提出を求めることがあります。

ただし、I B 306 又は国際公開の訂正版により、当該発明者の誤記が訂正されている場合には、上申書の提出、【その他】の欄への記載及び宣誓書の提出は不要です。

(注) 【発明者】の欄を補正する場合は、補正後の当該欄に係る全ての者（補正を要しない者も含む。）を記載してください。

3. 出願人の表示の補正

国際出願時以前に氏名又は名称若しくは住所又は居所が変更されているにもかかわらず、変更前の氏名又は名称若しくは住所又は居所で国際出願をした場合と、国際出願時（国際公開）の氏名又は名称若しくは住所又は居所の表示に一部誤記がある場合は、出願人の補正が認められます。

また、国内書面の提出後に、I B 306 又は国際公開の訂正版が発行され、出願人の変

更（名義変更、氏名又は名称の変更若しくは住所又は居所の変更）があった場合で、国内書面に当該変更後の出願人が記載されていない場合も、出願人の補正が認められます。

ただし、I B 3 0 6 又は国際公開の訂正版がない状態で、出願人の名義変更、追加又は削除があった場合は、手続補正書によって出願人の変更はできず、出願人名義変更の手続が必要になります（参照：7. 出願人名義変更の手続）。

国内書面の提出時に出願人の誤記等を把握している場合は、国内書面に【出願人の表示を正しく記載し、誤記等の理由を記載した上申書】を同時に提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設け、誤記等の理由を記載します。

国内書面提出後に補正する場合には、手続補正書で【特許出願人】の欄の補正をし、補正の理由を記載した上申書を同時に提出するか、又は手続補正書に【その他】の欄を設け、補正の理由を記載します。

（注）【特許出願人】の欄を補正する場合は、補正後の当該欄に係る全ての者（補正を要しない者も含む。）を記載してください。

4. 補正の手続（国内移行後の請求の範囲、明細書及び図面の補正手続）

出願人は、指定官庁（選択官庁）において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられます。

（条28（1）、条41（1）、規52.1、規78.1）

（1）補正の特例

- ① 日本語特許出願については、国内書面を提出し、かつ、国内手数料を納付した後でなければ、国内段階の補正（特許法第17条第1項本文の規定による手続の補正）をすることができません。
- ② 外国語特許出願については、翻訳文及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料を納付した後であって国内処理基準時（翻訳文提出特例期間が適用になる場合はその期間）を経過した後でなければ、国内段階の補正（特許法第17条第1項本文の規定による手続の補正）をすることができません。（特184の12）

（2）補正のできる期限

- ① 上記補正の特例により補正できる最初の日から特許査定謄本の送達まで（ただし、拒絶理由通知を受けた場合を除く。）。
- ② 拒絶理由通知を受けた場合においては、その指定された期間内。
- ③ 拒絶査定に対する審判を請求する場合においては、その審判請求と同時。

(3) 補正の方法

手続補正書は、特許法施行規則様式第13により作成して提出します。(特施11(1))
(注) 要約書について、平成27年4月1日より、補正期間が「出願日(優先権の主張を伴う場合には最先の優先日)から1年3月(公開請求があった後を除く。)」から、「出願日(優先権の主張を伴う場合には最先の優先日)から1年4月(公開請求があった後を除く。)」に改正されました。(特17の3、特施11の2の2)

ただし、外国語特許出願のうち、国際公開(早期国際公開)されているものについては、優先日から1年4月以内で、かつ国内書面提出期間内に出願審査の請求と同時に補正をするときに限り補正が認められます。出願審査の請求の後の期間(翌日以降)にされた要約書の補正は、優先日から1年4月以内であっても補正をすることができません。

(特施11の2の2)

(4) 補正の単位

明細書(請求の範囲を除く。)を補正するときは、日本語特許出願であって国際出願の明細書中に段落番号が付されている場合、また外国語特許出願であって翻訳文の明細書中に段落番号が付されている場合に、段落番号単位で補正することができます。段落番号が付されていない場合は、段落番号単位で補正することができませんので、最初に補正するときに明細書の「全文」に段落番号を付して補正してください。その後、明細書を補正するときは、明細書の「全文」又は「【発明の名称】」、「段落番号【0000】」を単位として補正することができます。

特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の「全文」又は各請求項(【請求項1】等)を単位として補正することができます。

図面を補正するときは、図面の「全図」又は図番号単位で補正することができます。

(手続補正書(内容)の記載例)

【書類名】	手続補正書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願2000-512345
【補正をする者】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
(【補正により増加する請求項の数】	〇) (注1)
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲 (注2)
【請求項1】
(略)	
【請求項〇】
.....	
(【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	〇〇〇〇)

特許法施行規則第11条(様式13)により作成してください。

(注1) 【補正により増加する請求項の数】の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合のみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載してください。

なお、請求項の数が当該補正により、既に納付している出願審査の請求料の請求項の数より増加する場合には、増加した請求項の数に応じて1請求項につき納付すべき審査請求料の納付が必要です。

(注2) 補正により記載を変更した個所に下線を引いてください(【〇〇〇〇】の欄名には、下線を付さないでください。)

5. 誤訳訂正書の提出

国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲及び図面（図面の中の説明に限る。）について、誤訳の訂正を目的として補正することができます。（特17の2（2））

なお、誤訳の訂正と一般補正を同時に行う場合には、手続補正の内容を誤訳訂正書に含めてなるべく1回の手続で行ってください（これとは逆に、誤訳の訂正を手続補正書に含めることはできません。）。

（1）提出できる時期の制限

外国語特許出願の翻訳文の提出及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料を納付した後であって、国内処理基準時（翻訳文提出特例期間が適用になる場合はその期間）を経過した後でなければ提出することができません。（特184の12）

（2）手数料

誤訳訂正書は、手数料として19,000円が必要です。（手数料令1（2）⑦）

なお、請求項の数が当該訂正により、既に納付している出願審査の請求料の請求項の数より増加する場合には、増加した請求項の数に応じて1請求項につき納付すべき審査請求料と、誤訳訂正書の手数料を合算した額の納付が必要です。

（3）誤訳訂正書の様式

誤訳訂正書は、特許法施行規則様式第15の2により作成します。

（特184の12（2）、特施11の2）

(誤訳訂正書の記載例)

【書類名】	誤訳訂正書		
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)		
【あて先】	特許庁長官	殿	
【事件の表示】			
【出願番号】	特願	2000-512345	
【特許出願人】			
【識別番号】	300004342		
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション		
【代理人】			
【識別番号】	100001234		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	国際	太郎	
(【訂正により増加する請求項の数】	〇)	(注1)	
【誤訳訂正1】			
【訂正対象書類名】	明細書		
【訂正対象項目名】	0003		
【訂正方法】	変更		
【訂正の内容】	(注2)		
【0003】		
【訂正の理由等】			
(訂正の理由)		
【手数料の表示】			
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇		
【納付金額】	19000	(注3)	
【提出物件の目録】			
【物件名】	訂正の理由の説明に必要な資料	1	

特許法施行規則第11条の2(様式15の2)により作成してください。

(注1) 【訂正により増加する請求項の数】の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する訂正をする場合のみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載してください。

(注2) 訂正により記載を変更した個所に下線を引いてください(【〇〇〇〇】の欄名には、下線を付さないでください。)

(注3) 請求項の数が当該訂正により、既に納付している出願審査の請求料の請求項の数より増加する場合には、増加した請求項の数に応じて1請求項につき納付すべき審査請求料と、誤訳訂正書の手数料を合算した額の納付が必要です。

6. 特許法第41条第1項に規定する優先権の主張（国内優先権）

特許協力条約第8条(2)(b)において、国際出願がいずれかの指定国についてされた国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合又は一国のみの指定を含む国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該指定国における優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる、と規定されています。

したがって、国際出願が国内出願を基礎として優先権の主張を伴う場合、当該優先権の主張は特許法第41条第1項に規定する優先権（以下「国内優先権」という。）の主張となります。

(1) 国内優先権の成立要件 (特41(1)①～⑤)

- ① 国際出願時の出願人（国際段階で優先権主張を追加した出願人を含む）と優先権主張の基礎となる国内出願の出願人（住所・氏名（名称））が同一であること。
- ② 国内優先権を伴う国際出願が代理人による手続の場合は、特許法第41条第1項に関する特別授権が証明されていること。
- ③ 国際出願が基礎となる出願から1年以内になされていること。
- ④ 基礎となる出願が分割、変更等の出願でないこと。
- ⑤ 国際出願の際に、基礎となる出願が放棄、取下げ、却下されていないこと。または査定、審決が確定していないこと（実用新案の場合は設定の登録がされていないこと。）。

(2) 先の出願の取下げ

- ① 上記(1)①から⑤までの条件を具備していれば国内優先権は成立し、基礎となる出願はその基礎出願の日から1年4月を経過した時に取り下げたものとみなされます。(特42(1))
- ② 上記(1)②の無効事由のみがある場合は、国内処理基準時以降に、応答する期間を付した「優先権主張に関する通知」を送付し、特許法第41条第1項に関する特別授権を証明する書面の提出を求め、当該書面が提出され無効事由が解消したときは国内優先権が成立し、基礎となる出願は取り下げたものとみなされます。また、当該書面の提出がないときは、国内優先権主張は無効となります。

(注) 上記(1)①③④⑤の要件のいずれかに無効事由がある場合は、国内優先権の成立要件を満たさないため、「却下理由通知書」、追って「手続却下の処分」を送付することにより、国内優先権主張を無効とします。

7. 出願人名義変更の手続

国際事務局は、国際段階での出願人の権利の承継の届出が行われた場合は、特許協力条約に基づく規則92の2.1(a)の規定により出願人の名義等の表示の変更を記録し、実施細則第422号の規定により、IB306を出願人(承継人)に送付します。指定(選択)官庁に対しては、国際公開の発行準備が完了した後に当該変更の記録がなされた場合に限り、その情報を送付します。

したがって、下記の(i)又は(ii)に該当する場合、新たに特許庁長官に出願人名義変更届を提出する必要はありません。この場合において、国内書面の出願人は、国際段階における変更後の出願人(承継人)となります。

(i) 国際公開に記録の変更が反映されているとき。

(ii) 国際事務局から名義等の表示の変更の通知(IB306)があったとき。

(注) 国際段階で名義変更の届出が行われた場合は、旧名義人での国内移行の手続は認められません。

なお、上記(i)、(ii)に該当しない場合で、国際出願の後、国内書面提出前に特許を受ける権利の承継があり国内書面を承継人が提出する場合(すなわち、特許協力条約に基づく規則92の2.1(a)の規定に基づく出願人の名義の変更を記録するために必要な手続がなされていなかった場合)は、国内書面と同時に出願人名義変更届及び証明書類(譲渡証書等)を提出します。

その際、国内書面に【その他】の欄を設け「国際段階で譲渡が行われたにもかかわらず、その手続がされない状態で国内書面と同時に手続するものである。」旨を記載します。

国内書面と同時に出願人名義変更届を提出せずに、承継人により国内書面を提出した場合は、特許庁長官は「国内書面の出願人が国際出願時の出願人と相違する。」との理由により補正するよう求めます。

補正の求めに対しては、出願人名義変更届を提出するとともに、「国際段階に譲渡が行われたにもかかわらず、その手続がされない状態で国内書面提出後に手続するものである。」旨を記載した上申書を提出します。

(1) 出願人名義変更届の様式

出願人名義変更届は、特許法施行規則様式第18により作成します。 (特施12)

(2) 手数料

特定承継に係る出願人名義変更届は、手数料4,200円が必要です。

一般承継の場合は、手数料は不要です。 (手数料令1(1)③)

(3) 必要な証明書類

① 特定承継の承継人であることを証明する書面

a 国内出願番号又は国際出願番号によって承継する発明を特定します。

b 承継の事実を記載します。

(イ) 特許を受ける権利の譲渡又は持分の放棄等を明確に表示します。

(注) 一部譲渡・持分譲渡・持分放棄などを明確にしてください。

(ロ) 契約日等原因の年月日を記載します。

(ハ) 譲渡人の住所(居所)、氏名(名称)(法人の場合は代表者)を記載し、押印します(日本人以外の場合は押印に代えてサインをします。)

(ニ) 譲受人の住所(居所)、氏名(名称)を記載します。

c 出願が共有に係る場合、他の共有者の同意書が必要です。

(特33(3))

② 一般承継の承継人であることを証明する書面

a 相続による承継

(イ) 日本人の場合には、被相続人及び法定相続人全員の戸籍謄本及び住民票を提出します。また、遺産分割協議を行っている場合には、遺産分割協議書も提出します。

(ロ) 外国人の場合には、公証人等により被承継人の死亡の事実・相続人であることを証明する書面を提出します。

b 合併による承継

(イ) 国内法人の場合には、承継人の登記事項証明書により証明します。

(ロ) 外国法人の場合には、承継人及び被承継人の住所(居所)・名称並びに承継した日(合併の効力が発生した日)を証明する書面(公証人等により証明されたもの)を提出します。

(出願人名義変更届の記載例)

【書類名】	出願人名義変更届
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2000-512345
【承継人】	
【識別番号】	300003333
【氏名又は名称】	国際株式会社
【承継人代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	4200
【提出物件の目録】	
【物件名】	権利の承継を証明する書面 1
【物件名】	代理権を証明する書面 1

特許法施行規則第12条(様式18)により作成してください。

(注) 手続補足書により「権利の承継を証明する書面」、「代理権を証明する書面」を提出する場合は、【提出物件の目録】の欄以下の記載は不要です。

8. 出願の放棄又は取下げの手続

出願人は、出願をしてから事件が特許庁に係属している間、出願の放棄又は取下げをすることができます。共同出願の場合は、全員で手続しなければなりません。（特14）

また、出願人は、その出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願の放棄又は取下げをすることができます。（特38の5）

（出願放棄書の記載例）

【書類名】	出願放棄書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20〇〇-512345
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎

特許法施行規則第28条の2（様式38）により作成してください。

（注）代理人が手続を行う場合は、特別授権が必要です。（特9）

（出願取下書の記載例）

【書類名】	出願取下書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20〇〇-512345
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎

特許法施行規則第28条の3（様式40）により作成してください。

（注）代理人が手続を行う場合は、特別授権が必要です。（特9）

9. 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続

新規性喪失の日から6月（平成30年6月9日以降にされた出願については原則1年）以内に国際出願をしている国際特許出願について、特許法第30条の規定の適用を受けようとする場合には、出願人は、国内処理基準時の属する日後30日以内（特施38の6の3）に「新規性喪失の例外適用申請書」及びその事実を証明する書面を「新規性の喪失の例外証明書提出書」（特184の14、規51の2.1(a)(v)）により特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、国際段階において、「不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立て」（規4.17(v)、規26の3.1）がなされている場合は、「新規性喪失の例外適用申請書」の提出を省略することができます。

詳細は、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) → 「制度・手続」 → 「法令・基準」 → 「基準・便覧・ガイドライン」 → 「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について」及び「発明の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長されます」を参照してください。

新規性喪失の例外適用申請書は、特許法施行規則様式第54の2により作成します。

(特184の14、特施38の6の4)

(新規性喪失の例外適用申請書の記載例)

【書類名】	新規性喪失の例外適用申請書
【特記事項】	特許法第184条の14の規定により特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P 2 0 〇 〇 / 0 1 2 3 4 5
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	3 0 0 0 0 5 5 5 5
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所
【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎

(注) 新規性喪失の例外適用申請書はオンラインによる提出ができます。

新規性の喪失の例外証明書提出書は、特許法施行規則様式第34により作成します。

(特184の14、特施27の3の2)

(新規性の喪失の例外証明書提出書の記載例)

【書類名】	新規性の喪失の例外証明書提出書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	(注1)
【国際出願番号】	PCT/J P 2 0 〇 〇 / 0 1 2 3 4 5
【出願の区分】	特許
【提出者】	
【識別番号】	3 0 0 0 0 5 5 5 5
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所
【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【刊行物等】	(注2)
【提出物件の目録】	
【物件名】	発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1
(【採用の表示】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇に係る平成〇年〇月〇日提出の新規性の喪失の例外証明書に添付のものを採用する。)(注3)

(注1) 国内出願番号が通知されている場合は、【事件の表示】に【出願番号】の欄を設けて、「特願2000-0000000」のように記載してください。この場合、【国際出願番号】及び【出願の区分】の欄は不要です。

(注2) 【刊行物等】の欄には、新規性喪失の例外の適用を受けようとする場合において、発明が特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った事由に関する情報（例えば、試験を行ったときは、試験を行った日、場所等、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数、発行年月日等、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日、掲載アドレス等、集会において発表したときは、集会名、開催日等、博覧会に出品したときは、博覧会名、開催日等）を記載します。

(注3) 優先権主張の基礎となる国内出願番号等で既に証明書が提出されており、内容に変更がなければ、採用の表示をすることにより証明書の添付を省略できます。

(注4) 新規性の喪失の例外証明書提出書は証明書を採用する場合も含め、書面での手続となります。オンラインによる提出はできません。

10. 優先権書類の提出

国際段階でパリ条約による優先権の主張をした出願で、所定の期間内（規 17.1 (a)）に優先権書類を提出しなかった場合でも、指定国段階において出願人は、国内書面提出期間が満了する時の属する日後 2 月以内に限り優先権証明書を書面で提出することができます。（特施 38 の 14 (2)、規 17.1 (c)）

（優先権証明書提出書の記載例）

【書類名】	優先権証明書提出書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	（注 1）
【国際出願番号】	PCT/US 20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【提出者】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【最初の出願の表示】	
【国名】	アメリカ合衆国
【出願日】	20〇〇年〇〇月〇〇日
【出願番号】	01/683100
【提出物件の目録】	
【物件名】	優先権証明書 1

特許法施行規則第 27 条の 3 の 3（様式 36）により作成してください。

（注 1）国内出願番号が通知されている場合は、【事件の表示】の【国際出願番号】の欄を【出願番号】とし、「特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように国内出願番号を記載してください。この場合、【出願の区分】の欄は不要です。

（注 2）オンラインによる提出はできません。

11. 微生物の寄託に関する証明書の提出

微生物に係る発明について、国際特許出願をした者は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手することができる場合を除き、その微生物の寄託について特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約第2条(viii) 国際寄託当局の交付する条約に基づく規則第7規則受託証のうち最新のものの写し又は特許庁長官の指定する機関にその微生物を寄託したことを証明する書面を国内書面(オンライン手続の場合は手続補足書)に添付して提出しなければなりません。

(特施38の13(1)で読み替えられた特施27の2(1))

第7章 国際実用新案登録出願に関する手続

国際出願は、特許以外の保護を求める場合であっても、国際出願時（国際出願願書）に保護の種類を記載しません。指定国である日本国に移行する際には、国内書面の【出願の表示】欄に【出願の区分】を記載します。

日本国では国内書面の【出願の区分】に「実用新案登録」と記載された出願は、その国際出願日にされた実用新案登録出願とみなし、これを国際実用新案登録出願といいます。

(実48の3)

国際実用新案登録出願の国内手続は、「図面」に関するものを除き国際特許出願の手続に準じて行います。

1. 国内書面等の提出

(1) 国内書面の記載事項 (実48の5)

- ① 考案者の氏名及び住所又は居所 (注1)、(注2)
- ② 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 (注1)、(注2)
- ③ 国際出願番号 (注3)
- ④ 出願の区分 (注4)
- ⑤ 代理人がいる場合は、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 (注5)
- ⑥ その他必要な事項

(注1) 出願人及び考案者の住所(居所)について

国際段階の手続における「あて名」と特許法上の「住所又は居所」の概念は、必ずしも同一のものではありません。しかし、国際出願の願書における「あて名」と「住所又は居所」が同一であって、それが国内法上適正である場合には、国際出願の願書に記載された「あて名」を国内書面に「住所又は居所」として記載します。当該「あて名」が出願人及び考案者の住所又は居所として適正でない場合は、正確な住所又は居所を記載し、国内書面と同時に「国際段階においては、あて名を記載したが、国内書面に記載の住所が正しい。」旨を記載した上申書を提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

また、国際公開に住所の記載がない場合であっても、国内書面には必ず住所を記載する必要があります。その際には、国内書面と同時に「国際段階においては、出願人(又は考案者)の住所を記載しなかったが、国内書面に記載の住所が正しい。」旨を記載した上申書を提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

なお、特許庁より識別番号を付与されている出願人は、【識別番号】を記載することにより【住所又は居所】の欄を省略することができます。

(注2) 出願人及び考案者の住所(居所)若しくは氏名(名称)について

国際段階で住所又は居所若しくは氏名又は名称が変更されたにもかかわらず、その届出がなされていない状況においては、国内書面には変更後の住所又は居所若しくは変更後の氏名又は名称を記載し、国内書面と同時に「国際段階において、住所（居所）（又は氏名（名称））の変更があったにもかかわらず、その手続がされないう状態で、国内書面上は変更後の住所（居所）（又は氏名（名称））を記載するものである。」旨を記載した上申書を提出するか、国内書面に【その他】欄を設けて同様にその旨を記載してください。

国際段階における住所又は居所若しくは氏名又は名称の記載が誤りであったにもかかわらず、国際段階においてこれを訂正しなかった場合も同様です。

(注3) 国際出願番号の記載について

「PCT/US 2000/012345」のように記載します。

(注4) 出願の区分について

指定国である日本国において、実用新案登録を求めるときは、国内書面の【出願の表示】欄の【出願の区分】に「実用新案登録」と記載します。

(注5) 代理人の代理権を証明する書面について

国内書面の提出の際には、出願人から代理人への委任状の添付は必須ではありません。ただし、委任状の添付が必要な場合（例えば国内書面に復代理人を記載する場合の出願人から代理人への復代理人選任権限に関する特別授権の委任状）もあります。

(実施23、実2の5)

(2) 様式

国内書面は、実用新案法施行規則様式10により作成します。 (実施13)

(3) 提出期間

国内書面提出期間内に提出しなければなりません。 (実48の5)

提出日は、発信主義が適用されます。 (実2の5(特19))

(国内書面の記載例)

【書類名】	国内書面	
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願の表示】		
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345	
【出願の区分】	実用新案登録	
【考案者】		
【住所又は居所】	アメリカ合衆国ニューヨーク州〇〇ストリート〇〇	
【氏名】	ジョン・パテマル	
【実用新案登録出願人】		
【識別番号】	300004342	
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション	
【代理人】		
【識別番号】	100001234	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	国際 太郎	
【選任した代理人】		
【識別番号】	100001235	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	国際 次郎	
【納付年分】	第1年分から第3年分	
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	123456	
【納付金額】	〇〇〇〇〇	
【提出物件の目録】		
【物件名】	請求の範囲の翻訳文	1
【物件名】	明細書の翻訳文	1
【物件名】	(図面の翻訳文	1)
【物件名】	(図面	1)
【物件名】	要約書の翻訳文	1

実用新案法施行規則第13条(様式10)により作成してください。

(注) 国内書面とは別に、国際出願翻訳文提出書により出願の翻訳文を提出する場合は、【提出物件の目録】の欄以下の記載は不要です。また、日本語実用新案登録出願についても、翻訳文を提出する必要がないため同様です。

2. 図面の提出

国際出願が国際出願日において図面を含んでいない場合には、その国際実用新案登録出願の出願人は、国内処理基準時の属する日までに、図面を提出しなければなりません。

(実48の7(1))

(1) 提出方法

図面は、「図面の提出書」に添付して提出します。(実施15、実施様式11)

(2) 提出の求め

特許庁長官は、国内処理基準時の属する日までに図面の提出がなかった場合には、出願人に対し期間を指定して、図面の提出を求めることができます。

(条7(2)(ii)、実48の7(2))

指定する期間 : 2月以上 (規7.2)

(3) 提出されない場合

提出の求めに対して、指定期間内に図面を提出しない場合には、特許庁長官はその国際実用新案登録出願を却下することになります。(実48の7(3))

(図面の提出書の記載例)

【書類名】	図面の提出書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	実用新案登録
【実用新案登録出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【発送番号】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1

実用新案法施行規則第15条(様式11)により作成してください。

(注) 国内出願番号が通知されている場合は、【出願の表示】に【出願番号】の欄を設けて、「実願20〇〇-6〇〇〇〇〇」のように記載してください。この場合、【国際出願番号】及び【出願の区分】の欄は不要です。

3. 日本語実用新案登録出願について

(1) 特許協力条約第19条(1)に基づく補正書の写しの提出

日本語実用新案登録出願の出願人は、条約第19条(1)に規定する補正を行った場合には、補正書の写しを国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、補正書の写しが条約第20条の規定により国際事務局から日本国特許庁に上記期間内に送達された場合は、その補正書により、実用新案登録請求の範囲について実用新案法第2条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされます。

期間内に、補正書の写しの提出又は条約第20条の規定による国際事務局から日本国特許庁に対する補正書の送達がいずれもなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(実48の15)

条約第19条(1)の規定に基づく補正書と同時に、補正及びその補正が明細書、図面に与えることのある影響についての「簡単な説明書」が提出されている場合には、「簡単な説明書」を書面(上申書)に記載して特許庁長官に提出することができます。(条19)

(2) 特許協力条約第34条(2)(b)に基づく補正書の写しの提出

日本語実用新案登録出願の出願人は、条約第34条(2)(b)に規定する補正を行った場合には、補正書の写しを国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、補正書の写しが条約第36条(3)(a)の規定により国際事務局から日本国特許庁に上記期間内に送達された場合には、その補正書により実用新案法第2条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされます。

期間内に補正書の写しの提出又は条約第36条(3)(a)の規定により国際事務局から日本国特許庁に対し補正書の送達がいずれもなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(実48の15)

(注) 条約第34条の補正は、条約第19条の補正と違い回数の制限がありません。

日本語実用新案登録出願における条約34条補正を2回以上行った場合は、補正を行った日毎にそれぞれ条約34条補正に係る写しの提出を行ってください。

4. 外国語実用新案登録出願について

(1) 日本語による翻訳文の提出

国内書面提出期間内に特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、国内書面の提出期間の満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出した外国語実用新案登録出願（当該書面の提出の日以前に翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、国内書面の提出の日から2月（翻訳文提出特例期間）以内に、翻訳文を提出することができます。（実48の4（1））

(2) 特許協力条約第19条（1）の規定に基づく補正後の請求の範囲の「翻訳文」の提出

条約第19条（1）の規定に基づく補正をした外国語実用新案登録出願の出願人は、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができます。（実48の4（2））

若しくは、国内処理基準時の属する日までに限り、条約第19条補正に係る翻訳文を提出することができます。（実48の4（6））

条約第19条補正に係る翻訳文は「実用新案登録請求の範囲」全文を提出しなければなりません。（特施様式52備考2）

条約第19条補正に係る翻訳文が提出された場合は、当該補正後の請求の範囲の翻訳文は、実用新案法第5条第2項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲とみなされます。（実48の6（3））

国内処理基準時の属する日までに条約第19条補正に係る翻訳文が提出されなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。（実48の4（7））

条約第19条（1）の規定に基づく補正書と同時に、補正及びその補正が明細書、図面に与えることのある影響についての「簡単な説明書」が提出されている場合には、「簡単な説明書」を書面（上申書）に記載して特許庁長官に提出することができます。（条19）

(3) 特許協力条約第34条（2）（b）の規定に基づく補正書の「翻訳文」の提出

補正が国際予備審査機関により国際予備報告の基礎とされた場合、補正書として提出された差替え用紙はその後の補正により差替えられた場合を除き国際予備報告に附属書類として添付されます。（規70.16）

出願人は、国際予備報告に附属書類として添付された補正のうち報告の基礎とされたものについて国内処理基準時の属する日までにその補正書の日本語による翻訳文を提出しなければなりません。（実48の15）

明細書の補正があつた場合、明細書の翻訳文は、明細書の「全文」又は「【考案の名称】」、段落番号「【〇〇〇〇】」若しくは「【配列表】」を単位として提出してください。

ただし、段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加若しくは減少するものであるとき、又は

見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の「全文」を単位として提出しなくてはなりません。(特施様式54備考3)

請求の範囲に対して補正が行われた場合には、翻訳文は「実用新案登録請求の範囲」全文を提出しなければなりません。(特施様式54備考4)

図面の補正があった場合は全図又は「【図〇】」を単位として提出しなければなりません。(特施様式54備考5)

図面中の説明の有無にかかわらず、補正された図面(補正後の図面中に説明がある場合は、説明を翻訳したもの)全てを提出しなければなりません。

補正書の翻訳文が提出された場合には、実用新案法第2条の2第1項の規定による手続補正がされたものとみなされます。

国内処理基準時の属する日までに補正書の翻訳文が提出されなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(実48の15)

(注) 条約第34条の補正は、条約第19条の補正と違い回数の制限がありません。

条約第34条補正を2回以上行った場合でも、条約第34条補正に係る翻訳文の提出は1通にまとめて行うことができます。

その場合、【補正書の提出年月日】の欄には、最新の条約第34条補正のものを記載し、【その他】の欄には「本願については、条約第34条補正が平成〇年〇月〇日と平成〇年〇月〇日に提出されており、平成〇年〇月〇日の補正では請求項〇を補正し、平成〇年〇月〇日の補正では請求項〇を補正した。」のように条約第34条補正の全ての提出年月日と、それぞれについての補正個所を特定してください。また、補正の個所及び補正の根拠も記載してください。

5. 国内手数料及び登録料

(1) 納付義務

出願人は、国内書面提出期間内に(2)及び(3)の手数料を特許庁長官に納付しなければなりません。(実31、実32(1)、実54(2))

(2) 国内手数料の金額

国際実用新案登録出願1件につき 14,000円
(手数料令2(2)②、実54(2))

(3) 登録料の納付

登録料の納付は、実用新案登録の国内移行時に国内手数料と登録料の第1年分から第3年分を同時に納付してください

(14,000円+(2,100円+請求項の数×100円)×3年分)。
(実31、実32(1)、実48の3、実48の5、実48の12、実54(2))

(2018年(平成30年)4月1日現在)

国内手数料	登録料
14,000円	(第1年から第3年まで毎年) 2,100円+請求項の数×100円 (第4年から第6年まで毎年) 6,100円+請求項の数×300円 (第7年から第10年まで毎年) 18,100円+請求項の数×900円

6. 登録料の納付期限の特例

第1年分から第3年分までの登録料については、国内書面提出期間内に納付することができます。ただし、国内処理の請求をした場合にあっては、その請求の時までに納付しなければなりません。(実48の12)

7. 国内手続の繰延べ

特許協力条約第23条(1)で、指定官庁は、第22条に規定する当該期間(優先日から30月)の満了前に国際出願の処理又は審査を行ってはならない、と規定され、同条(2)では、(1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。と規定されています。条約第40条では選択官庁について同様の内容が規定されています。

したがって、国際実用新案登録出願は、出願人の明示の請求(具体的には、国内処理の

請求)がない場合は、国内書面提出期間の満了後に処理を開始します。

(条23、条40)

8. 国内処理の請求手続

条約23条(2)又は条約40条(2)の規定による国際出願の処理(国内処理)の請求は、「国内処理請求書」(実施様式9)をもって手続します。(実施11)

日本語でされた国際実用新案登録出願にあつては、①国内書面の提出、②国内手数料の納付、及び③登録料(第1年分～第3年分)の納付をした後でなければ国内処理の請求をすることができません。

外国語でされた国際実用新案登録出願にあつては、上記①～③の手続及び④翻訳文を提出した後でなければ国内処理の請求をすることができません。(実48の5(4))

なお、国内書面提出期間満了前に国内処理の請求をすると、その請求のときが「国内処理基準時」(参照：第2章3.)となります。

(国内処理請求書の記載例)

【書類名】	国内処理請求書
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	実用新案登録
【実用新案登録出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
(【提出物件の目録】)	
(【物件名】)	

実用新案法施行規則第11条(様式9)により作成してください。

(注) 国内出願番号が通知されている場合は、【出願の表示】に【出願番号】の欄を設けて、「実願20〇〇-6〇〇〇〇〇」のように記載してください。この場合、【国際出願番号】及び【出願の区分】の欄は不要です。

9. 補正の手続（国内移行後の実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面の補正手続）

出願人は、指定官庁（選択官庁）において所定の期間内に実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられます。

（条 28（1）、条 41（1）、規 52.1、規 78.1）

（1）補正の特例

- ① 日本語実用新案登録出願については、国内書面を提出し、かつ、国内手数料及び第 1 年から第 3 年分の登録料を納付した後でなければ、国内段階の補正（実用新案法第 2 条の 2 第 1 項の規定による手続の補正）をすることができません。
- ② 外国語実用新案登録出願については、翻訳文及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料及び第 1 年から第 3 年分の登録料を納付した後でなければ、国内段階の補正（実用新案法第 2 条の 2 第 1 項の規定による手続の補正）をすることができません。

（実 48 の 8（4））

（2）補正のできる期限

上記（1）補正の特例により補正できる最初の日から 1 月以内

（規 52.1（a）、規 78.1（a））

（3）補正の方法

手続補正書は、特許法施行規則様式第 13 により作成して提出します。

（実用新案法施行規則第 23 条で準用された特許法施行規則第 11 条(1)）

10. 実用新案技術評価請求の手続

実用新案技術評価の請求は、国内処理基準時を経過した後であれば何人もすることができます。請求は、「実用新案技術評価請求書」（実施様式6）をもって手続します。

（実12、実48の13、実施8、実施様式6）

（実用新案技術評価請求書の記載例）

【書類名】	実用新案技術評価請求書
（【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	実願2000-600000
【評価の請求に係る請求項の数】	2
【評価の請求に係る請求項の表示】	請求項1 請求項2
【請求人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	〇〇〇〇〇〇
（【納付金額】）	〇〇〇〇〇
【請求人の意見】	
（【提出物件の目録】）	
（【物件名】）	

実用新案法施行規則第8条（様式6）により作成してください。

（注）国内出願番号が通知されていない場合は、【出願の表示】の【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/US2000/012345」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の次に【出願の区分】の欄を設けて、「実用新案登録」と記載します。

11. 実用新案技術評価請求の手数料

(2018年(平成30年)4月1日現在)

実用新案登録出願1件について	国際調査報告書がある場合		国際調査報告が作成されなかったもの
	日本国特許庁が国際調査報告を作成した出願	日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査報告を作成した出願	
	8,400円+ 請求項の数×200円	33,600円+ 請求項の数×800円	42,000円+ 請求項の数×1,000円

(手数料令2(2)④)

(注) 評価請求料について、国と国以外の共有で、持分の定めがある場合には、国以外の持分に相当する金額のみを納付することができます。

その場合、実用新案技術評価請求書の【代理人】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、当該持分を証明する書面(持分契約書等)を提出しなければなりません。
(実施様式6備考9)

第8章 正当な理由による救済

指定（選択）官庁での手続において認められている期間徒過後の救済規定については、次のものがあります。

1. 外国語でされた国際特許出願及び国際実用新案登録出願の翻訳文の提出

外国語でされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができます。正当な理由が認められ提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなされます。

（特184条の4（4）及び（5）、実48条の4（4）及び（5））

手続が可能な期間は、正当な理由がなくなった日から2月以内です。

ただし、当該期間の末日が国内書面提出期間（又は翻訳文提出特例期間）の経過後1年を超えるときは、国内書面提出期間の経過後1年以内となります。

（特施規則38条の2（2）、実48条の4（4））

2. 出願審査の請求

出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査の請求をすることができます。正当な理由が認められた出願審査の請求は、期間が満了する時に特許庁長官にされたものとみなされます。

（特48条の3（5）及び（6））

手続が可能な期間は、正当な理由がなくなった日から2月以内です。

ただし、当該期間の末日が特許法第48条の3第1項に規定する期間経過後1年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後1年以内となります。

（特施規則31条の2（6））

3. 特許管理人等の選任の届出

在外者である国際特許出願の出願人は、国内処理基準時までは、特許法第8条第1項の規定にかかわらず、特許管理人によらないで手続をすることができますが、国内処理基準時の属する日後3月以内に特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければなりません。

（特184の11（1）及び（2）、特施38の6の2（1））

特許庁長官は、特許管理人の選任の届出がなかったときは、在外者の手続者に対して、その旨通知をしなければならないとされています。

（特184の11（3））

その通知を受けた者は、通知を受けた日から2月以内に特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができます（特184の11（4）、特施38の6の2（2））が、特許管理人

の選任の届出がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げたものとみなされます。

(特184の11(5))

特184の11(5)の規定により取り下げたものとみなされた国際特許出願の出願人は、特184の11(4)に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をすることができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができます。

手続が可能な期間は、正当な理由がなくなった日から2月以内です。

ただし、当該期間の末日が特184の11(4)に規定する期間経過後1年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後1年以内となります。(特施規則38条の6の2(3))

特184の11の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用します。

(実48の15)

4. 優先権の回復

優先権主張を伴う国際出願が、パリ条約の規定する優先期間(優先日から1年)経過後2月までの間にされた場合、優先権主張はこの理由のみで無効とはなりません。出願人の請求により受理官庁若しくは指定官庁が適用する優先権の回復基準を満たしているときには優先権を回復することができます。(規則26の2.2(c)、規則26の2.3、規則49の3.2)

受理官庁において、日本の指定官庁が採用する「相当な注意(Due care)」基準を認定して優先権が回復された場合、合理的な疑義がない限り指定国日本において効力を有しますので、日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復を請求する必要はありません。(規則49の3.1)

一方、受理官庁において、日本の指定官庁が採用していない「故意ではない(Unintentional)」基準を認定して優先権が回復された場合、指定国日本において効力を有しません。日本の指定官庁に対して改めて優先権の回復の請求をしない限り、日本の指定官庁において優先権の回復の基準が満たされているか否かを判断されることはありません。

(規則49の3.1、規則49の3.2)

日本の指定官庁へ改めて優先権の回復を請求する場合は、国内書面提出期間(外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間)が満了する時の属する日後1月以内(ただし、国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合にあっては、その請求の日から1月以内)に優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願できなかったことについて「正当な理由」に該当すべき理由を記載した回復理由書を提出します。その際には、正当な理由があることを証明する書面もあわせて添付します。(特施規則38条の14(3))

なお、平成27年4月1日より前になされた国際出願の優先権の回復は、日本国内段階においてその効果が認められず失効します。ただし、この場合でも、回復請求の有無に関わらず、当該優先日が国内移行期限の起算日として維持されます(PCT規則26の2.2(c)(iii))なので、ご注意ください。

回復の手續についての詳細は、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>)
→ 「制度から探す」 「国際出願」 → 「特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願に関して」
→ 「PCT国際出願手續について」 → 「指定官庁 (国内段階) の手續 (国内) 「正当な理由」による期間徒過後の救済について」を参照してください。

※回復の手續についてのお問い合わせ先

特許庁 審査業務部 審査業務課 回復担当

受付時間：開庁日の9：00～17：30

電話：03-3581-1101 (内線2615)

第9章 指定官庁による検査

(特許法第184条の20第1項(実用新案法第48条の16)の申出)

受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合若しくは国際出願が取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合、又は国際事務局が特許協力条約第12条(3)の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかったと認定した場合(国際出願は取り下げられたものとみなされます。)、または、受理官庁がいずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合について、国際出願の出願人は、その拒否、宣言、又は認定に不服がある場合に各指定官庁に対し、受理官庁、国際事務局の行った拒否、宣言、又は認定が条約及び条約に基づく規則に照らし正当か否かについて決定を求めることができます。

指定官庁がそれらの拒否、宣言、又は認定が正当でない旨の決定をした場合には、当該国際出願は当該指定官庁に係る国における効果に関する限り、そのような過失の結果が生じなかったものとして取り扱われます。(条25)

※以上の規定を受け、特許法第184条の20を設け日本国指定官庁においても、出願人の申出により検査を行います。ただし、条約第48条(遵守されなかった期間)、規則第82の2(特定の期間が遵守されなかったことによる遅滞についての指定国又は選択国の許容)については、これを受ける国内法令を設けていないため認められません。

1. 拒否、宣言、認定

(1) 受理官庁による拒否、宣言

- ① 国際出願日を認めることの拒否 (規20.4)
- ② 国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言
(条14(1)(b)、同(3)(a)、同(4)、規26.5)
- ③ 指定国の指定が取り下げられたものとみなす旨の宣言 (条14(3)(b))

(2) 国際事務局による認定

所定の期間内に記録原本を受け取っていないことの認定 (条12(3))

2. 出願人等への通知

(1) 受理官庁により拒否、宣言が行われた場合に受理官庁は、その旨を出願人、国際事務局に通知します。(規20.4(i)・(ii)、規29.1)

(2) 受理官庁が国際出願、指定国の指定を取り下げたものとみなす旨の宣言をした場合に国際事務局は、指定官庁にその旨を通知します。(規29.1)

- (3) 国際事務局の認定のうち特定の場合に国際事務局は、出願人、受理官庁にその旨を通知します。 (規 2 2 . 1 (c))

3. 出願人による送付請求

出願人は、拒否、宣言又は認定の通知の日から 2 月以内に当該通知の写しを添付して、当該出願に関する書類を出願人が特定した指定官庁に送付することを国際事務局に請求することができます。 (条 2 5 (1) (a)・(b)、規 5 1 . 1、規 5 1 . 2)

4. 特許法第 1 8 4 条の 2 0 第 1 項 (実用新案法第 4 8 条の 1 6) の申出

国際出願の出願人は、日本国を指定している国際出願について、上記の拒否、宣言又は認定がされたときは、所定の期間内に特許庁長官に条約第 2 5 条 (2) (a) に規定する決定をすべき旨の申出をすることができます。

(1) 申出の期間

宣言、拒否又は認定が出願人に通知された日から 2 月以内。

(特施 3 8 の 7、実施 1 6)

(2) 申出の手数料

申出書 1 件について

① 国際特許出願 1 4, 0 0 0 円 (特 1 9 5 (2)、手数料令 1 (2) ④)

② 国際実用新案登録出願 1 4, 0 0 0 円 (実 5 4 (2)、手数料令 2 (2) ③)

手数料の納付は、特許印紙によるときは、「特許協力条約第 2 5 条の規定による検査の申出書」に特許印紙 (消印しないでください。) を貼付し、現金による場合には、納付済証 (特許庁提出用) を添付して行います。

(3) 申出書の記載要領

申出書は、「特許協力条約第 2 5 条の規定による検査の申出書」 (特施様式 5 5 (特施 3 8 の 8)、又は実施様式 1 2 (実施 1 7)) により作成します。

なお、検査の申出は特定手続の対象となっていないので書面手続となります。

① 【国際出願番号】の欄は、「PCT/US 2 0 〇〇/0 1 2 3 4 5」のように国際出願番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、その国際出願の提出年月日及び書類記号 (願書に記載されている場合に限る。) を記載するか、又は、「別添願書写しの通り」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付します。

(特施様式 5 5 備 1、実施様式 1 2 備考 2)

② 【申出の趣旨】の欄は、拒否、宣言又は認定のいずれかに係る申出であるかを記載します。 (特施様式 5 5 備 3、実施様式 1 2 備考 4)

(4) 外国語でされた国際出願の場合の翻訳文

申出に際しては、以下の翻訳文を提出しなければなりません。

(特184の20(2)、実48の16(2))

- ① 明細書
- ② 請求の範囲
- ③ 図面（図面の中の説明に限る。）
- ④ 要約
- ⑤ その他経済産業省令で定める国際出願に関する書類 (特施38の9)
 - a 出願人が受理官庁又は国際事務局に提出した書類
 - b 受理官庁又は国際事務局が行った処分に関する書類

(5) 補正指令

申出の手續に方式上の瑕疵が発見されたり、手数料が納付されていない等の場合には、特許庁長官は、申出人に対して期間を指定して補正を行うよう求めます。

(特17(3)、実2の2(4))

(6) 補正されない場合

補正指令に対して指定期間内に適正な補正が行われなかった場合には、特許庁長官は当該申出の手續を却下することになります。

(特18、実2の3)

5. 決定

特許庁長官は検査の申出があったときは、申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び条約に基づく規則に照らして正当であるか否かの決定をします。

(条25(2)(a)、特184の20(3)、実48の16(3))

(1) 正当でない旨の決定

拒否、宣言又は認定が条約・規則の規定に照らして正当でない旨の決定を特許庁長官がしたときは、当該国際出願についてその拒否、宣言又は認定がなかったものとした場合において国際出願日となったものと認められる日にされた特許出願（実用新案登録出願）とみなされます。

(特184の20(4)、実48の16(4))

(2) 正当である旨の決定

拒否、宣言又は認定が、条約・規則の規定に照らして正当である旨の決定を特許庁長官がした場合には、当該国際出願は特許出願とはみなされません。

(検査の申出書の記載例)

【書類名】	特許協力条約第25条の規定による検査の申出書		
(【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)		
【あて先】	特許庁長官	殿	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345 (注2)		
【発明者】	(注3)		
【住所又は居所】	アメリカ合衆国	ニューヨーク州	10566 コートラン ツ マンナ ミリングトン ロード500
【氏名】	エルビス・ウォルター・ジョセフ		
【申出人】			
【識別番号】	300004342		
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション		
【代理人】			
【識別番号】	100001234		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	国際	太郎	
(【納付年分】	第1年分から第	年分)	(注4)
【拒否(宣言、認定)の通知を受けた日】	20〇〇年〇〇月〇〇日		
【国際事務局へ国際出願の写しの送付を請求した日】	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
【申出の趣旨】	(注5)		
【申出の理由】			
【提出物件の目録】			
【物件名】	国際出願の翻訳文		1

特許の場合は特許法施行規則第38条の8(様式55)により、実用新案の場合は実用新案法施行規則第17条(様式12)により作成してください。

(注1) 手数料の納付は、特許印紙によるときは、特許協力条約第25条の規定による検査の申出書に特許印紙(消印しないでください。)を貼付し、現金による場合には、納付済証(特許庁提出用)を添付して行います。

(注2) 【国際出願番号】の欄は、「PCT/US20〇〇/012345」のように国際出願番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、その国際出願の提出年月日及び書類記号(願書に記載されている場合に限る。)を記載するか、又は、「別添願書写しの通り」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付します。

(注3) 実用新案の場合は、【考案者】とします。

(注4) 【納付年分】は実用新案の場合のみ、欄を設けて記載してください。

(注5) 【申出の趣旨】の欄は、拒否、宣言又は認定のいずれかに係る申出であることを記載します。

指定官庁の手続に関する Q & A集

1. 国内移行の手続について
2. 国内優先権について
3. 委任状について
4. 新規性喪失の例外について
5. 出願番号の記載について
6. 出願人の名義の変更について
7. 出願人の住所又は名称の変更（誤記）があった場合について
8. 補正の特例について
9. 誤訳訂正について
10. 条約第19条及び第34条補正に係る補正の写し提出書及び翻訳文提出書の提出について
11. 審査開始時期について
12. 出願審査請求手数料の返還について
13. 期間徒過後の手続に関する救済について
14. 優先権の回復について
15. 引用(欠落)補充手続について

1. 国内移行の手続について

Q1-1 日本への移行を希望する場合、国際出願時に日本を指定することが必要ですか。

A 国際出願は、全締約国を指定したものとみなされるため、必要ありません。すべての国際出願は、日本を指定したものと取り扱われます。

先の出願（基礎とした日本国内の出願）を基に優先権主張している場合、願書第V欄（国の指定）から「JP」を除外することができますが、指定国として「JP」を除外すると、日本へ移行することはできません。

Q1-2 一の国際出願について、複数（例えば、特許と実用新案等）の国内移行手続をすることはできますか。

A 一の国際出願について、複数の国内移行手続をすることはできません。一の国際出願に対しては、一の国内書面しか提出できません。

Q1-3 国際段階でパリ条約に基づく優先権の主張の取下げ（国内優先権の主張の取下げを除く。）を行った場合、国内移行の手続は、いつまで可能ですか。

A 優先権の主張を全て取り下げた場合は、国際出願日が優先日となることから、国際出願日から30月までとなります。

また、優先権の主張が複数あり、そのうちの一部を取り下げた場合は、残った優先権の主張のうち最先の日から30月までとなります。

Q1-4 国際段階でパリ条約に基づく優先権の主張をともなう出願において、特許出願人がパリ条約又は世界貿易機関の加盟国の国民ではないが加盟国の領域内に営業所を有する場合、特許出願人の営業所を記載する必要がありますか。

A パリ条約に基づく優先権の利益を享受するためには、国内書面の特許出願人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【営業所】」の欄を設けて、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国の営業所の所在地の国名を記載してください。

Q1-5 国際調査報告が作成されていないため、国際公開公報に要約書が記載されていない場合、要約書の翻訳文はどのように作成するのですか。

A 要約書の翻訳文の要約の欄には、「【要約】この出願は、国際調査報告が作成されていないため、国際公開公報に要約書が記載されておりません。」と記載してください。

Q1-6 国内出願番号通知の時期について、教えてください。

A 国内出願番号通知の時期の目安は、以下のとおりです。

① 受理官庁が日本の場合

国内書面提出後1～2週間程度。

ただし、国際公開後に国内書面を提出すると、国際公開から4～5月後となります。

② 受理官庁が日本以外の場合

国内書面提出後1～2週間程度。

ただし、国内書面の提出時期によって、国際公開又は国内処理基準時の遅い方から約4～5月後となります。

なお、国内出願番号に付与されている年は、一連のシステムの関係で、国内書面を提出した年と必ずしも一致しません。

Q1-7 国内出願番号通知に名義変更が反映されていないのですが、なぜですか。

A 国内出願番号通知は、国内書面の記載をもとに出願番号を通知するものですので、国内書面と別の書面で提出された届出の内容は反映されておりません。方式審査完了後に名義変更が反映されます。また、国内出願番号通知は国内書面を提出した者（代理人が手続をした場合は代理人）に送付されます。

Q1-8 中国及び韓国の出願人の名称・あて名を、国際出願時にローマ字表記したのですが、日本への国内移行に際し、国内書面に漢字表記することは可能ですか。

A 原則として、国内書面には当該原語表音どおり片仮名で記載してください。

ただし、識別番号にかかる当該出願人の氏名又は名称・住所又は居所が漢字表記されていて、かつ、欧文氏名・欧文住所が併記されている場合には、同一の出願人として認定が可能となることから漢字表記も認められます。

なお、識別番号が付与されていない場合は、なるべく国内書面の出願人の欄に、【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】、【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称原語表記】の欄をそれぞれ設けて、当該原語（ローマ字）を記載します。
(施規様式26備考13)

2. 国内優先権について

Q2-1 特許法第41条第1項に規定する優先権主張に関する代理権の証明を求める「優先権主張に関する通知」が送達されましたが、この通知はどうしてくるのですか。
また、どのように対応すればいいのでしょうか。

A 日本国内の特許出願、実用新案登録出願を先の出願として優先権の主張を伴う国際出願は、国内優先権を主張している出願として取り扱われます。国際出願の手続を代理人が行った場合、出願人から当該代理人に対し特許法第41条第1項に規定する優先権主張に関する代理権（特別授權）が証明されていることが必要となります。国内優先権の成立要件のうち、特別授權の証明のみされていない場合は、「優先権主張に関する通知」が送達されます。

対応は、手続補正書において、国内書面の【提出物件の目録】を【追加】する形で、代理権を証明する委任状を添付するか、又は包括委任状番号を記載してください。

なお、国際出願時に受理官庁に提出した委任状は、条約に基づく代理権の証明書であることから、国内法に基づく手続に関する代理権の証明とは認められません。

〈事例1〉

	先の国内出願 (I)	(I)の優先権を主張した 国際出願	
		願書	国内書面
出願人	甲	甲	甲
代理人	A B	A C	D
特別授權の証明	A (証明無) B (証明無)		

→代理人A及びCの、先の出願 (I) に対する特別授權の証明が必要です。

〈事例2〉

	先の国内出願 (I)	(I)の優先権を主張した 国際出願	
		願書	国内書面
出願人	甲	甲	甲
代理人	A B	A B	C
特別授權の証明	A (証明無) B (個別委任状により証明)		

→代理人Aの先の出願 (I) に対する特別授權の証明が必要です。

〈事例3〉

	先の国内出願 (I)	(I)の優先権を主張した 国内出願 (II)	(I)、(II)の優先権を主張した 国際出願	
			願書	国内書面
出願人	甲	甲	甲	甲
代理人	A B C	A B C	A B C	D
特別授權の証明	A (包括委任状により証明) B (個別委任状により証明) C (証明無)	C (包括委任状により証明)		

→代理人A及びBの先の出願(II)に対する特別授權の証明が必要です。

[手続補正書の記載例]

〈例1：個別委任状を提出する場合〉

【書類名】	手続補正書		
【事件の表示】			
【国際出願番号】	PCT/JP2000/001234	(注1)	
【出願の区分】	特許		
	(略)		
【手続補正〇】			
【補正対象書類名】	国内書面		
【補正対象項目名】	提出物件の目録		
【補正方法】	追加		
【補正の内容】			
【提出物件の目録】			
【物件名】	委任状	1	(注2)

〈例2：既に他の案件に提出済みの個別委任状を援用する場合〉

【書類名】	手続補正書
【事件の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P 2 0 〇 〇 / 0 0 1 2 3 4 (注1)
【出願の区分】	特許
(略)	
【手続補正〇】	
【補正対象書類名】	国内書面
【補正対象項目名】	提出物件の目録
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	委任状 1
【援用の表示】	特願2 0 〇 〇 - 5 0 0 0 0 0 (注3)

〈例3：包括委任状を記載する場合〉

【書類名】	手続補正書
【事件の表示】	
【出願番号】	特願2 0 〇 〇 - 5 1 2 3 4 5 (注1)
(略)	
【手続補正〇】	
【補正対象書類名】	国内書面
【補正対象項目名】	提出物件の目録
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【提出物件の目録】	
【包括委任状番号】	〇〇〇〇〇〇〇

(注1) 優先権主張に関する通知に記載された国際出願番号又は国内出願番号を記載します。

(注2) 委任状には、基礎となる出願番号に基づく特許法第4 1 条第1 項に規定する優先権主張に関する委任事項が記載されていなければなりません。

(注3) 援用先に提出されている委任状には、基礎となる出願番号に基づく特許法第4 1 条第1 項に規定する優先権主張に関する委任事項が記載されていなければなりません。

(注4) 例2 と例3 の手続補正書を書面で提出した場合は、電子化手数料が必要になります。

Q2-2 日本語国際特許出願について、国内書面を提出しないまま優先日から3 0 月を経過したところ、国内書面の提出指令を受けましたが、これに応答しない場合はどうなりますか。

A 国内書面の提出がなければ、日本国における国際特許出願は却下されます。

また、先の出願（基礎となっている日本国内の特許出願）がある場合であって、先の出願と国際出願との間で国内優先権が有効であるときは、先の出願についても取り下げられたものとみなされます。

Q2-3 日本語国際特許出願について、国内書面を提出しないまま優先日から3 0 月を経過したところ、国内書面の提出指令と優先権主張に関する通知（国内優先権の主張に関するもの）を受けましたが、これに応答しない場合はどうなりますか。

A 国内書面の提出がなければ、日本国における国際特許出願は却下されます。

また、国際出願と先の出願（基礎となっている日本国内の特許出願）との間で国内優先権は無効であるため、先の出願は取り下げられたものとみなされません。

Q2-4 日本国内の出願を基礎に日本を受理官庁として提出された国際出願において、国際段階で優先日から1年4月（16月）経過後に日本における指定国の指定の取下げを行った場合、基礎となっている先の日本国内の出願はどうなりますか。

A 日本国内においては、先の出願（基礎となっている日本国内の特許出願）は、優先日から1年4月（16月）経過すると原則としてみなし取下げとなります（ただし、国内優先権の成立要件を満たさない場合には、先の出願は取り下げられたものとはみなされません。）。

したがって、優先日から1年4月経過後に日本国の指定の取下げをした場合は、日本への国内移行の機会も失うことになり、先の出願においても後の国際出願においても日本において権利の取得ができなくなりますのでご注意ください。また、国際出願を取り下げた場合も同様となります。

なお、指定国又は国際出願の取下げは、指定国日本において、条約第23条（2）又は第40条（2）の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している場合は、当該取下げの効力は生じません。

（規則90の2.6（a））

3. 委任状について

Q3 国内書面を代理人が提出する場合に委任状は必要ですか。

A 原則必要ではありません。

ただし、国内優先権主張手続を行った代理人の特許法第41条第1項の代理権が証明されていないときは、代理権の証明が必要となります（国内出願の優先権を主張して国際出願を行った代理人の代理権を国内段階で証明する必要があります。）。（参照：Q2-1）

また、国内書面において復代理人を記載する場合は復代理人を選任することの特別授權に関する証明として委任状の提出が必要です。

その他、他の手続書類において特許法第9条に規定されている手続（特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立の取下げ、特許法第41条第1項の優先権の主張若しくはその取下げ、特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任）を行うときには、当該手続に関する委任事項が記載された委任状が必要となります。

4. 新規性喪失の例外について

Q4 国際出願時に「不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立て」を行えば、「新規性喪失の例外適用申請書」は提出しなくてもよいのですか。

A 「新規性喪失の例外適用申請書」の提出は省略することができます。

ただし、「新規性の喪失の例外証明書提出書」の提出は必要ですので、国内処理基準時の属する日後30日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明書を添付して提出してください。

なお、特許法第41条第1項の優先権主張の基礎となる国内出願番号等で既に証明書が提出されており、内容に変更がなければ、援用の表示をすることにより証明書の添付を省略することができます。

5. 出願番号の記載について

Q5 国内出願番号の通知がされていない場合、国際出願番号で中間書類を提出することは可能ですか。

A 可能です。【出願の表示】又は【事件の表示】の欄に【国際出願番号】及び【出願の区分】を設け「国際出願番号」及び「特許（又は実用新案登録）」と記載してください。

〔記載例〕

- ① 国内書面、国際出願翻訳文提出書、特許協力条約第19条補正の写し提出書、特許協力条約第34条補正の写し提出書、特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書、特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書、出願審査請求書、審査請求料軽減申請書、出願審査請求手数料返還請求書の場合 → 【出願の表示】

【出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/US 2000/123456

【出願の区分】 特許

- ② 国内出願番号の通知がされていないときの①以外の中間書類の場合 → 【事件の表示】

【事件の表示】

【国際出願番号】 PCT/US 2000/123456

【出願の区分】 特許

6. 出願人の名義の変更について

Q6 国際段階で出願人の名義の変更があったにもかかわらず、国際段階でその手続がされなかった場合において、国内書面に記載するのは新旧名義人のどちらになりますか。

A 以下のいずれかで国内移行の手続をしてください。

(1) 『国内書面』（＝出願人名には新名義人を記載）と『出願人名義変更届』及び証明書類（譲渡証書等）を提出する。その際、『国内書面』に【その他】欄を設け、「国際段階において譲渡が行われたにもかかわらず、その手続がされない状態で国内書面提出と同時に手続するものである。」旨を記載する（又は、その旨記載した『上申書』を『出願人名義変更届』と共に提出する。）。

(2) 『国内書面』（＝出願人名には旧名義人を記載）を提出した後、『出願人名義変更届』及び証明書類（譲渡証書等）を提出する。

7. 出願人の住所又は名称の変更（誤記）があった場合について

Q7-1 国際段階において住所（又は名称）変更の手続や、表示の誤記の訂正がされなかった状態で、国内書面に新住所（又は新名称）や正しい住所（又は名称）を記載して提出する場合について教えてください。

A 国内書面と同時に、上申書に「国際段階において住所（又は名称）変更（誤記）があったにもかかわらず、その手続がされない状態で、国内書面上は変更（訂正）後の住所（又は名称）を記載するものである。」旨を記載して提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

Q7-2 国際段階において住所（又は名称）変更の手続や、表示の誤記の訂正がされなかった状態で、国内書面に「出願人の識別番号（新住所（又は新名称）や正しい住所（又は名称）となっているもの）」を記載し提出する場合について教えてください。

A 国内書面と同時に、上申書に「国際段階において住所（又は名称）変更（誤記）があったにもかかわらず、その手続がされない状態で、国内書面上は変更（訂正）後の住所（又は名称）となっている識別番号を記載するものである。」旨を記載して提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

Q7-3 国際段階及び国内書面上の住所（又は名称）の表示が適正で、出願人の識別番号における申請人登録情報のそれと相違する場合について教えてください。

A 申請人登録の住所（又は名称）変更届を提出するとともに、国内書面と同時に、上申書に「出願人の住所（又は名称）について、変更の届出を平成〇年〇月〇日提出済みである。」旨を記載して提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

8. 補正の特例について

Q8 特許法第184条の12（補正の特例）による手続の補正は、いつから可能ですか。

A 明細書等の補正が可能な時期は、日本語特許出願の場合は国内書面を提出し国内手数料を納付した後、外国語特許出願の場合は、翻訳文及び国内書面を提出し国内手数料を納付した後であって、国内処理基準時を経過した後になります。国内処理基準時は変動するのでご注意ください（参照：第2章3.）。

9. 誤訳訂正について

Q9-1 誤訳の訂正は、条約第19条及び条約第34条の翻訳文についても認められますか。

A 認められます。

しかし、誤訳訂正書（特許法施行規則第11条の2（様式15の2））中の【訂正対象書類名】の記載は「明細書」、「特許請求の範囲」及び「図面（図面の中の説明に限る。）」となっていることから、誤訳対象の提出書類名を「特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書」、「特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書」とすることができません。したがって、様式中の【訂正の理由等】の欄に「条約第19条（又は第34条）の誤訳である。」旨を記載してください。

Q9-2 誤訳訂正書に一般補正で対応可能な補正事項を含ませて、これとは別に手続補正書を提出することなく、1回の手続で済ませることはできますか。

A 誤訳の訂正にあたっては、併せて補正が必要となる場合もありますので、この場合、誤訳の訂正に加えて、一般補正で対応可能な補正事項を含ませることができます。これにより誤訳訂正書と一般補正の手続補正書を両方提出するという手続を回避することができます。

ただし、これとは逆に誤訳の訂正を目的とする補正を誤訳訂正書によらず、手続補正書に含ませることはできません。

10. 条約第19条補正及び第34条補正に係る補正の写し提出書及び翻訳文提出書の提出について

Q10 電子出願ソフトで、条約第19条補正（又は条約第34条補正）の写し提出書を作成し、補正書の写しを送ろうとしています。補正書の写しがソフトに取り込めないのですが、どのようにするのですか。

A 以下①②の見本を参考に【提出物件の目録】以下を記載してください。

① 電子出願ソフトによる特許協力条約第19条補正の写し提出書の作成例

【書類名】	特許協力条約第19条補正の写し提出書
（【提出日】	平成 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P 2000/000000
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	000000000
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所
【代理人】	
【識別番号】	000000000
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【補正書の提出年月日】	平成00年00月00日
【その他】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	条約第19条補正の写し 1
【添付物件】	
【物件名】	条約第19条補正の写し
【内容】	条約第19条補正の写し（BMP，GIF又はJPEGイメージ）（※）

※BMP，GIF又はJPEGは、イメージデータの記録形式です。

② 電子出願ソフトによる特許協力条約第34条補正の写し提出書の作成例

【書類名】	特許協力条約第34条補正の写し提出書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/J P 2 0 〇 〇 / 0 0 0 0 0 0
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 0 0
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所
【代理人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 0 0
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【補正書の提出年月日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【その他】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	条約第34条補正の写し 1
【添付物件】	
【物件名】	条約第34条補正の写し
【内容】	条約第34条補正の写し (BMP, G I F又はJ P E Gイメージ) (※)

※BMP, G I F又はJ P E Gは、イメージデータの記録形式です。

(注) 国際出願法第50条の3第8項の規定により配列表を記録した磁気ディスクを添付することにより補正した場合は、「特許協力条約第34条補正の写し提出書」に【その他】の欄を設けて、「配列表の〇〇を補正した。」のように補正箇所を明確に記載し、それぞれの補正箇所について、補正の根拠を記載してください。

(注) インターネット出願ソフトの技術的な質問は、電子出願ソフトサポートセンターにお問い合わせください。

電子出願ソフトサポートセンター

受付時間：開庁日の9:00～20:00

電話：(東京) 03-5744-8534

(大阪) 06-6946-5070

ファクシミリ：03-3582-0510

11. 審査開始時期について

Q11 早期に審査官による審査(実体審査)を開始してもらうためには、どのような手続がありますか。

A 優先審査の申請(特48の6)又は早期審査の申請(申し出)があります。

早期審査に関する詳細については、特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) → 「制度から探す」 「特許」 → 「審査」 → 「早期審査について」の各項目を参照してください。

(注) 国内段階に移行した国際出願については、出願審査請求書を提出した後はいつでも早期審査の申請(申し出)が可能ですが、特許庁内の手続が開始されるのは、庁内ファイルヘデータ(国際公開、国際調査報

告等)が格納された後となります。

また、国際出願が日本国を指定国としている場合、当該国際出願の優先権主張の基礎となっている国内出願は、特許法第42条第1項の規定により優先日から1年4月(16月)を経過したのちに、通常はみなし取下げとなります。このようなみなし取下げとなる見込みの案件については、早期審査の申請(申し出)があっても、早期審査対象案件として選定されませんのでご注意ください。

スーパー早期審査の申請を行った出願については、可能な限り、条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しの提出を行わないでください。同様の補正が必要な場合は、特許請求の範囲(条約第34条補正にて、明細書、図面の補正がなされている場合には、明細書、図面も含む。)を全文補正する旨の手続補正書をオンラインで提出することにより行ってください。条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しが提出されている場合は、早期に審査が行えない場合があります。

12. 出願審査請求手数料の返還について

Q12-1 出願審査請求料を全額納付した後、補正により軽減の手続をとりました。過納となった手数料の返還請求をしたいのですが、どのような手続ですか。

A 「既納手数料返還請求書」により手続してください。ただし、手数料の返還請求ができるのは、納付した日から1年以内です。

Q12-2 出願審査請求後、審査官から最初の通知等が来る前に出願を放棄又は取下げて、出願審査請求手数料返還請求をしたいのですが、どのような手続ですか。

A 「出願審査請求手数料返還請求書」により手続してください。ただし、返還の請求ができるのは、出願の放棄又は取下げから6月以内です。

出願審査請求書の手数料の納付方法により返還方法は異なります。(以下の表を参考)

出願審査請求書の手数料の納付方法	返還方法
特許印紙	銀行口座への振込
予納	審査請求時に記載の予納口座(審査請求後名義変更があった場合を除く)
	審査請求時の出願人又は代理人(請求人)名の銀行口座への振込 * 審査請求時と代理人が相違する場合であって代理権を有する者による手続である時は、指定された銀行口座への振込 * 出願人(請求人)が審査請求時と相違する場合も同様
現金納付	銀行口座への振込
電子現金納付	銀行口座への振込
口座振替納付	銀行口座への振込

* 口座名は手数料返還請求書に記載の代理人(請求人)が所属する事務所(会社)名義でも可。

〈予納台帳へ返還する場合〉

【書類名】	出願審査請求手数料返還請求書
(【提出日】)	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願2000-500000
【返還請求人】	
【識別番号】	0000000000
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	印
(【代理人】)	
(【識別番号】)	0000000000)
(【弁理士】)	
(【氏名又は名称】)	印)
【返還請求対象書類】	
【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	平成 年 月 日
【納付済金額】	
【返還の表示】	
【予納台帳番号】	
【加算金額】	

〈金融機関へ返還する場合〉

【書類名】	出願審査請求手数料返還請求書
(【提出日】)	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願2000-500000
【返還請求人】	
【識別番号】	0000000000
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	印
(【代理人】)	
(【識別番号】)	0000000000)
(【弁理士】)	
(【氏名又は名称】)	印)
【返還請求対象書類】	
【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	平成 年 月 日
【納付済金額】	
【返還請求金額】	
【返還金振込先】	
【金融機関名】	
【口座種別】	
【口座番号】	
【フリガナ】	
【口座名義人】	

※出願審査請求手数料を金融機関に返還する場合の出願審査請求手数料返還請求書の記載に関する注意点

- ①【金融機関名】の欄には金融機関名及び本支店名を記載してください。
- ②【口座種別】は「普通（総合）」又は「当座」でなければなりません。
- ③【口座番号】の欄には銀行の場合は7桁、ゆうちょ銀行の場合は5桁「先頭1桁は総合口座の1、末尾は0」に8桁「末尾は1」の計13桁を記載してください。
- ④【フリガナ】の欄には振込先金融機関の口座名義人フリガナと完全一致したものを記載してください。一致しない場合は振込ができません。
- ⑤【口座名義人】は出願人・代理人など手数料の返還にかかる手続を行った者と同一であり、振込先金融機関の口座名義人と同一でなければなりません。異なる場合には、【その他】の欄に「【返還金振込先】の【口座名義人】は【返還請求人】と異なるが、上記【返還振込先】への出願審査請求手数料の返還を希望する。」旨を記載してください。

13. 期間徒過後の手続に関する救済について

Q13-1 国内書面提出期間（優先日から30月）内に国内書面を提出した外国語特許出願において、当該書面を提出した日から2月の翻訳文提出特例期間内に翻訳文を提出することができなかった場合も、期間内に手続をすることができなかったことについて「正当な理由」があるときは、期間徒過後に手続をすることはできますか。

A 翻訳文提出特例期間内に翻訳文を提出できなかった場合も、特許法第184条の4第4項の規定に基づき、当該期間の経過後であっても翻訳文を提出することができます。

Q13-2 特許法第184条の4に規定する国内書面提出期間内に翻訳文等の手続をすることができませんでした。翻訳文とともに、同法第184条の5第1項の書面（国内書面）の提出もすることができですか。

A 救済規定の対象となる期間は、翻訳文の提出のための期間ですが、国内書面提出期間内に国内書面の提出を行っていない場合は、翻訳文の提出とともに国内書面の提出をすることができます。

Q13-3 特許法第184条の4第4項に基づき、外国語特許出願の翻訳文を提出しようと思います。外国語特許出願をした日から3年が近づいていますが、当該翻訳文の提出とともに出願審査請求書の提出をすることはできますか。

A 出願審査請求書の提出は可能です。我が国を指定国に含む外国語特許出願は、その国際出願日にされた特許出願とみなされますが、この日から3年以内に出願審査の請求がなかったときは、その特許出願は取り下げたものとみなされます（特許法第48条の3第1項、第4項）。国際出願日から3年を過ぎた後に特許法第184条の4第4項の規定により翻訳文の提出を行っても、審査請求期間を徒過しているため、既に取り下げたものとみなされてしまいます。また、翻訳文の提出より先に、出願審査の請求をすることはできません（特許法第184条の17）ので、特許法第184条の4第4項に基づき翻訳文の提出ができる期間内であっても、出願審査の請求期限に御留意ください。

Q13-4 特許法第184条の4第4項に基づき翻訳文を提出しようと思いますが、それと併せて、発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための手続をすることはできますか。

A 特許法第184条の4第4項に基づき翻訳文を提出することができる期間内であっても、国内処理基準時（特許法第184条の4第6項）の属する日後30日を経過した後は、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続をすることはできません（特許法第184条の14、特許法施行規則第38条の6の3）。

14. 優先権の回復について

Q14-1 優先権の回復の対象となる出願について教えてください。

A 優先権の回復の対象となる出願は、2015年（平成27年）4月1日以降になされた国際出願です。
なお、国際段階で優先権の回復が認められたのが2015年（平成27年）4月1日以降であっても、国際出願日が平成27年4月1日より前であった場合は、指定国日本では当該回復は効力を有しません。
また、国際段階で優先権の回復請求をしなかった場合でも、2015年（平成27年）4月1日以降になされた国際出願については、日本の指定官庁に対して優先権の回復を請求することができます。

Q14-2 国際段階で優先権の回復が認められれば、日本に国内移行した際は、必ず当該回復が有効になるという理解でよいでしょうか。

A 受理官庁において、日本の指定官庁が採用する「相当な注意」基準を認定して優先権が回復された場合、合理的な疑義がない限り指定国日本において効力を有します。日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復をする必要はありません。一方、受理官庁において、日本の指定官庁が採用していない「故意ではない」基準を認定して優先権が回復された場合、指定国日本において効力を有しません。また、日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復の請求をしない限り、日本の指定官庁において優先権の回復の基準が満たされているか否かを判断されることはありません。

どの受理官庁がどの基準を採用しているかは、世界知的所有権機関のホームページ (<http://www.wipo.int>) から確認できます。

Q14-3 国内移行の際に、改めて指定官庁に対して優先期間を徒過した優先権に対する救済措置を求める場合の手続について教えてください。

A 日本の指定官庁に対し、改めて優先権の回復を請求する場合は、国内書面提出期間（外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間）が満了する時の属する日後1月以内（ただし、国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合にあつては、その請求の日から1月以内）に、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願できなかったことについて「正当な理由」に該当すべき理由を記載した回復理由書を提出してください。また、回復理由書を提出する場合には、正当な理由があることを証明する書面を添付してください。

詳細につきましては、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.html>) → 「制度・手続」 → 「国際出願」 → 「特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して」 → 「PCT国際出願手続について」 → 「PCT国際出願関係手続Q&A」の29～31をご参照ください。

15. 引用(欠落)補充手続について

Q15 引用(欠落)補充手続について教えてください。

A 国際出願が主張する優先権基礎出願に、欠落要素又は部分が完全に含まれていることを受理官庁が認める場合、いったん付与された国際出願日を変更させることなく欠落要素又は部分を補充できます。これを「引用による補充」といい、受理官庁で認められた国際出願日は指定官庁においても認められます。

ただし、指定官庁が認めないとき（PCT規則82の3.1(b)に該当するとき）は、実際に欠落部分（要素）が補充された日を国際出願日として取り扱うため、国際出願日が繰り下がる旨の通知を送付します。

その場合、国際出願日が繰り下がることにより、その国際出願日が優先日から12月経過となる場合は、優先権主張は「失効」となります。国際出願日を繰り下げないためには、「特許協力条約に基づく規則82の3.1による請求書」（様式52の3 ※オンライン手続不可）を提出すると共に、明細書等から引用部分を削除する補正を行う「手続補正書」（※オンライン手続可）の提出が必要です。

※引用(欠落)補充手続の詳細については、特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) → 「制度から探す」 「国際出願」 → 「特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して」 → 「PCT国際出願手続について」 → 「手続の運用 特許協力条約規則（PCT規則）4.18に基づき国際出願の要素又は部分を引用により含める手続「引用による補充」について」を参照してください。

本テキストの内容に関する問い合わせ先

審査業務課 方式審査室 指定官庁担当

受付時間：開庁日の9：00～17：30

電話：03-3581-1101（内線2644）

Email : PA1270@jpo.go.jp

(参考) その他、PCT国際出願手続に関する各種問い合わせ先

インターネット出願ソフトの操作方法、仕様、障害などの技術的な問い合わせ先

電子出願ソフトサポートセンター

受付時間：開庁日の9:00～20:00

電話：（東京）03-5744-8534

（大阪）06-6946-5070

ファクシミリ：03-3582-0510

電子出願データの着信状況の確認に関する問い合わせ先

特許庁ホットライン(24時間365日)

電話：03-3580-5002

国際出願(PCT)の国際段階の手続に関する問い合わせ先

出願課受理官庁担当

受付時間：開庁日の9:00～17:30

電話：03-3581-1101内線(2643)

<本テキストの内容に関するお問い合わせ先>

特許庁審査業務部審査業務課

方式審査室指定官庁担当

電話：03-3581-1101

内線：2644

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。